

平成29年第3回ニセコ町議会定例会 第2号

平成29年6月21日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 請願第 1 号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める請願
(産業建設常任委員会報告)
- 4 陳情第 1 号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書」
の採択を求める陳情
(総務常任委員会報告)
- 5 一般質問
- 6 議案第 1 5 号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 7 議案第 1 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について
- 8 議案第 1 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について
- 9 議案第 1 8 号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 1 9 号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 11 議案第 2 0 号 ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 12 議案第 2 1 号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 13 議案第 2 2 号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算
- 14 議案第 2 3 号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 15 議案第 2 4 号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算
- 16 議員派遣の件について
- 17 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)
- 18 意見案第 2 号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書
(ニセコ町議会議員 竹内正貴 外 4 名)
- 19 意見案第 4 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
(ニセコ町議会議員 竹内正貴 外 4 名)
- 20 意見案第 3 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書
(ニセコ町議会議員 青羽雄士 外 3 名)

○出席議員（10名）

1番 木下裕三
 3番 青羽雄士
 5番 竹内正貴
 7番 篠原正男
 9番 猪狩一郎

2番 浜本和彦
 4番 斉藤うめ子
 6番 三谷典久
 8番 新井正治
 10番 高橋守

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	片山健也
副町	長	林知己
会計管理	者	千葉敬貴
総務課	長	阿部信幸
総務課	参事	黒瀧敏雄
企画環境課	長	山本契太
税務課	長	芳賀善範
町民生活課	長	横山俊幸
保健福祉課	長	折内光洋
農政課	長	福村一広
農業委員会事務局	長	藤田明彦
国営農地再編推進室	長	前原功治
商工観光課	長	高瀬達矢
建設課	長	石山康行
上下水道課	長	桜井幸則
総務係	長	川埜満寿夫
財政係	長	小松弘幸
監査委員		菊地博
教育	長	加藤紀孝
学校教育課	長	佐藤寛樹
町民学習課	長	高田生二
学校給食センター	長	酒井葉子
幼児センター	長	荒木隆志
農業委員会	長	

○出席事務局職員

事務局	長	佐竹祐子
書	記	中野秀美

◎開議の宣告

- 議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番、青羽雄士君、4番、斉藤うめ子君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（高橋 守君） 日程第2、諸般の報告をします。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、川埜満寿夫君、監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 請願第1号及び日程第4 陳情第1号

- 議長（高橋 守君） 日程第3、請願第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める請願及び日程第4、陳情第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書」の採択を求める陳情の件まで2件を一括議題といたします。
本件に関し、委員長の報告を求めます。
竹内産業建設常任委員長。
○産業建設常任委員長（竹内正貴君） 去る6月15日の本会議において当委員会に付託されました請願第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める請願は、6月16日、全委員出席のもとに産業建設常任委員会を開催し、慎重に審査した結果、その願意を妥当と認め、別紙報告書のとおり採択すべきものと決しましたので、報告します。
よろしくご審議をお願いいたします。
○議長（高橋 守君） 次に、青羽総務常任委員長。
○総務常任委員長（青羽雄士君） それでは、私のほうから報告させていただきます。

6月15日の本会議において当委員会に付託されました陳情第1号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書」の採択を求める陳情は、6月16日、全委員出席のもとに総務常任委員会を開催し、慎重審議した結果、その願意は妥当と認め、別紙報告書のとおり採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 報告が終わりました。

これより請願第1号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める請願の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第1号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第1号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書」

の採択を求める陳情の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎日程第5 一般質問

○議長(高橋 守君) 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

猪狩一郎君。

○9番(猪狩一郎君) 通告に基づきまして、防災対策について質問いたします。

地震による災害も、過去には南西沖地震、阪神淡路大震災、原発が崩壊いたしました東日本大震災、また昨年の熊本地震、昨年は北海道が集中豪雨による災害にも見舞われました。原発災害におきましては国、道の指導のもと避難訓練が行われておりますが、それ以外の防災対策、計画について伺います。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) おはようございます。きょう1日よろしくお願いをいたします。それでは、猪狩議員のご質問にお答え申し上げます。

ご指摘の防災対策につきましては、これまで国、北海道並びに町の防災計画に基づき、防災計画の変更や連携しての訓練を実施してきております。大きな訓練としては、毎年、国及び北海道が主催する原子力防災訓練に合わせて訓練に参加しております。議員ご指摘のそれ以外の防災対策、計画につきましては、ニセコ町地域防災計画に基づき、有事の際は役場が中心となり、関係機関や町民皆様と連携のもと災害に関して対応していくこととしております。

しかしながら、自然災害などにおいては行政機関が全て対処することは難しいことから、近隣同士が協力し合い、または町内会が中心となり、協働で防災、災害対応をすることが不可欠となっております。こうしたことから、今後は自主防災組織づくりやその活動に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長(高橋 守君) 猪狩議員。

○9番(猪狩一郎君) 防災で一番大事なのは人命の救助が一番なのですが、そのためにも災害対策本部を設置すると思うのですが、役場職員がある程度主体になるかと思うのですが、役割分担はあらかじめ決めてあるのかどうか。それからまた、避難所ですとか、それから、この間も山麓の正副議長会で熊本のほうを伺ったのですが、今は車で避難する方が多くて、車中泊というのですか、それが多いものですから、ある程度駐車場も確保しなくてはならないという新たな事態が出たということも伺ってきております。また、そういう場合のスペースがあるのかどうか。

それから、もちろん警察、消防の協力が要るのですが、プロの目ということで、先ほど言

われました官民一体の防災対策のために、土木関係者というのですか、建築屋さんとかそういうのを入れてやるのはどうなのかなということと、それからあと、一番心配なのは、ひとり暮らしの方ですとかご年配の方々の安全性だとか、それから安否の状況をきちっと、ふだんどこにどういう方が住まれているのか確認されているのかどうか。また、先ほど言われたように、年に1回やっているとということなのですけれども、熊本あたりを見ますと、地震の物すごい衝撃、特に直下型なんかはすごいものですから、そういうものに対しての、地震だけの災害対策の勉強会なども行ったらいかがかなと思っておりますけれども、その辺をよろしくお願いたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの建設事業者との連携であるとか、あるいは駐車場の問題、災害になったら実際相当大きいと思います。駐車場におきましては、今、北海道開発局がビュープラザの横に防災機具を入れる倉庫をつくっていただきまして、その中にも一定の防災備品等が入っておりますので、そこはきちっと町民センターの駐車場含めて整理をしていきたいというふうに考えております。

また、ひとり暮らしの安否の確認につきましては、そういう情報も整理しておりますが、これらを具体的に今後動かしていくためには、地域の皆さんが、例えば震災があったときに隣のばあちゃんをどうやって助けるというのは、役場から全部行けるわけでありませんので、その辺の自主防災組織、これをしっかりつくっていくよう努めていきたいというふうに考えております。

あと、詳細の件について、担当のほうから説明させていただきます。

○議長（高橋 守君） 黒瀧参事。

○総務課参事（黒瀧敏雄君） 議員の今のご質問にあります職員の役割分担の部分については、有事の際には1号配備、2号配備、3号配備というのをしいてございまして、1号になれば少し軽いのですけれども、3号になれば重い場合についてです。1号についても警戒配備ということで、有事の際、例えば震度4ぐらいの地震の場合には職員が参集して、総務が中心になってやると。2号配備になりますと特別警戒配備ということになりますので、そのときはちょっとまた大人数の職員が対応するというような形でやっています。

避難所の部分につきましては、昨年防災ガイドマップというのを夏ぐらいに全世帯に配布しておりますので、この中に避難経路を含めまして、どういうふうに避難したらいいとか、あと避難場所の指定についても全部で26カ所指定がありまして、その中でも今言った一時的な避難場所については全部で12カ所、あと収容できる避難所については全部で14カ所ですか、の形になってございます。そういう形で、何か有事のときにはそういう対応をしたいというふうに考えています。

車での避難が最近そういう有事のときは多いのではないかという部分については、例えば駐車場のある、完備されている道の駅または、強いて言えば町民センター、こういう大きい駐車場を利用してもらおうかなというふうに考えてございます。

大きな災害になりますと、役場の職員が何かできるわけではないので、その部分については、これまでもそうなのですが、即座に建設協会のほうにお願いしまして、例えば土木部隊の建設事業者が即時に、例えば木が倒れているとか川が氾濫しているということになれば土のうとかスーパー土

のを置いてもらったり、そういう対応をしていただいております。

ひとり暮らしの部分については、先ほど町長も言ったように、地域の方またはうちの福祉部隊が中心となってその辺の安否確認をしていきたいというふうに思っています。

災害の勉強会につきましては、先ほども言ったように、今後自主防災活動という意味で、地域の方々と一緒に、これからそういう勉強会も含めてやっていこうと思っています。いろいろ管内のほうにも確認したのですが、独自に町村でそういう訓練をやっているというのはまだないという現状にあります。今後そういう部分については、周りの町村も含めて、独自の勉強会またはそういう災害訓練をやる必要もあるだろうということで勉強会はさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 先ほど熊本のお話をしたのですがけれども、熊本もまず絶対来ないであろうという考えの中でいて、あれだけ強い地震が来たということで、勉強というよりも、熊本城なんか崩壊してしまって、すごいことになっていたのですがけれども、来てからでは遅いし、あくまでも計画を持って、ふだんの行動が大事なと思います。それには各自治体、1年に1回ぐらいは自治会のリーダーを呼んで、毎年かわるものですから、そういう勉強会がふだんの防災に対する心構えになるのではなかろうかなと思うのですがけれども、1点聞くのを先ほど忘れたのですが、備蓄、例えば水だとか食料のそういうものは、ストックヤードというか、そういうのはあるのかひとつお願いします。

○議長（高橋 守君） 黒瀧参事。

○総務課参事（黒瀧敏雄君） 今の議員のご質問に答えたいと思います。

資機材については、今、庁舎の倉庫がありまして、そこどころに水とか毛布とか食料、そういう関係については備蓄しています。有事の場合には、発電機とか、または投光器、夜間の場合もありますので、そういうもの含めましてもろもろは役場のところに置いています。それと、町民センターのほうにも、町民センターだけではないのですが、各施設においては寝泊まりできるように毛布や最低限のものは用意してございます。

特に、先ほども言ったように、道の駅の部分については重点的な部分もありますので、何かあって、結構訪れるのは道の駅のほうに訪れる部分があると思うので、これは国の重点施設ということもあって、そこにしっかり国のほうからも今、町が言ったようなものはかなり押さえております。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（高橋 守君） いいですか。勉強会。

○総務課参事（黒瀧敏雄君） 勉強会につきましては、周りの町村含めて、我々もどうやっていかということと一緒に勉強して行って、今度は地域に戻って、我々もどうやっていったらいいかということで、私たち役場が中心となって、それぞれの町内会に勉強会を開くような場を今後検討していきたいというふうに思っています。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 議員おっしゃった勉強会というのは多分、震災で実際に苦労して、生々し

い体験をした地域のリーダーであるとかそういう人と呼んで、町民対象に多くの人に知ってもらい勉強会をとという趣旨かなというふうに思います。それについては早急に検討し、できるだけ早くそういった機会も毎年設けれるように努力してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 守君） 次、青羽雄士君。

○3番（青羽雄士君） それでは、通告に従いまして、私のほうから1点質問させていただきます。自治創生事業の今後の展開について。

昨年度のニセコ町自治創生事業におけるリーサス分析結果から、ニセコ町は本当に観光で稼げているのかという衝撃的な提言をいただきました。そこで、本町の基幹産業である観光を中心に今後どのような取り組みを考えているのかお伺ひいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの青羽議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のリーサス分析につきましては、ニセコエリアの観光業を中心とした経済循環についてさまざまな示唆が盛り込まれたものとなっております。今回の結果は、観光投資があっても地域内にその投資額が循環していないという現状が数値であらわれております。これは、これまでの活発な投資や観光生産額が地元には波及せず、町外へ流出している比率が高いこと、そして町内でこれらを受け入れる仕組みづくりが必要になっているということを明確にしているのではないかとこのように考えております。

今後は、この結果を受け、今ニセコエリアで起きている多くの投資や観光ビジネスの収益を地元の経済に波及させる具体的な手だてを見出していくことにあるというふうに考えております。このため、観光消費であることやインバウンドが好調であることの利点を生かし、日本貿易振興機構や商工会などと連携するとともに、観光事業者への地元消費を要請すること、そして地場農産物等に付加価値をつけ、観光消費に結びつけていくことなど、地元経済の好循環を生むよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（高橋 守君） 青羽議員。

○3番（青羽雄士君） リーサスの分析によって、どういうことか。多分皆様もご承知だと思いますけれども、観光で稼げていない。いわゆる町民の所得がふえていない。町の財政力指数も低い。高くはなっていないというようなことから、いかなる観光投資もかなりされているのですけれども、好循環にはつながっていないという中で、私も商工会の会員であると同時に、何十年も前からこういったことに取り組んできたことはご承知だと思います。

それで、以前にも、それこそ農商工連携プロジェクトだとか、農業者、商業者、観光事業者、この3つがうまくつながるようなというような展開はかなり前から実施されていたけれども、好結果につながっていないと。今さらこういった結果を云々というわけではないのですけれども、新たに本当に何か展開ができるのか。観光投資を地元が受けとめる仕組みができていないのではないかと。そこで、どういった戦略を立てているのか、そういったことをお伺ひしたいと思います。

また、その分析結果によりますと、地元の農産物をうまく取り入れた食の魅力というものを軸として取り組んだほうがいいのではないかとというような提案も出されていたように思います。確かにそ

ういったものも含めまして、ローカルスマート交通の整備、こういったことにも今取り組んでおりますが、周遊バスの拡大、既に取り組んでいる事業、食と観光とがうまく結びつくような事業も確かに展開されていますけれども、いま一つ力が発揮されていないのではないかなというようなことから、今後の展開を具体的にお伺いしたいなと思っております。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

この中で具体的な道筋ということでありまして、それにつきましては相当いろんな動きをこれまでしてきております。ある大型ホテルが開業に至ったときは、私のほうでそこに行って、地元の交通機関を使うようにということをお願いをしまして、地元も全面的に地域にお金を回したい。そのために使いますということで、関係の方というか、代表の方にホテルに言っていただきました。ところが、話の中で、いろいろ交渉事というのがあるのですけれども、一切そういう対応は私どもやりませんということで、結局そのホテルには、我々にとっては大切な地元の事業者が入れない。実際は今、町外から来ているということがありまして、地元の皆さんもみずから売るといふ努力も当然必要ではないかということを感じておりますので、それらの意識改革といいますか、人材育成も今後一緒になって、商工会等と連携しながら進めていきたいというふうに思っております。

現在、具体的な動きとしては、ニセコ町にレストランを持ち、そして地元の農産物を加工して世界に販売する、そういった企業の参入が予定されておりまして、具体的な作業を取り進めているところであります。まちとしてもいろんな面で協力をしながら、具体化に向けて応援をしていきたい。そういう幾つかのところとしっかり話し合いをすることによって、ニセコで会社を置いていただいて、ここで雇用を生んで、生産活動をしていただく、そして地元へ貢献していただくというような企業誘致といいますか、そういう努力も重ねていきたいというふうに考えているところであります。

また、例えばであります、今我々つくっていききたいといいますか、ニセコに本社を置いて運営してほしいというのは、1つは管理会社です。ホテルさんであるとかいろんなところで手伝いに行く、あるいは清掃する、そういった仕組みの管理会社、あるいはベッドメイクを含めた人材派遣会社が、ここに本社といいますか、ちゃんとした事業所があるということが地元へ貢献することになりますし、現在この地域の例えばシーツであるとか、いわゆる洗濯物、これは実はほとんどが札幌、江別に大量輸送されていて、ここでは全く、このエリアですら対応されていないということでもありますので、将来的にはここにそういうリネン、洗濯というのですか、クリーニングの会社があつて、ここで雇用を生んで、ここでやるということになれば、環境問題、CO₂の排出量も全然違いますし、そういった地道な努力を一つずつ積み重ねながら、地域経済に貢献するよう努力をしたいと思います、このように考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 青羽議員。

○3番（青羽雄士君） ですから、今町長の答弁なんかにもありましたけれども、このテーマは、それこそ将来のニセコの全てのまちづくりに対する可能性を秘めている重要なテーマだなというふうに思っております。そこで、いろんな企業もこの地に注目して、参入してくれそうな事業者もあ

るといようなお話を今聞いて、ある程度理解したところでございます。

最後に、あらゆる問題というのですか、道の駅に触れようとしているわけですが、リーサスの分析の中に、それこそ食をテーマにする中で、インバウンドの外国人や道の駅の集客力なり食というものに対して魅力があると。その中で、道の駅の改修も含めて、いかに道の駅に誘導させるような方法だとか、そういったものも重要ではないかなというふうに多分指摘があったのでないかと思っています。それで、過去にも、私も含めて道の駅、今後どういうふうにするのだと。改修も近々考えているだろうと。ほかにもまだまだいろいろと優先順位がある中で、道の駅に対する改修作業なり云々というのはどのぐらい重要な位置づけに持っているのか。また、もし改修をするとなったら、今までの過程から、道の駅内では食事を提供できるようなものはつくらないというようなことで多分なっていたと思うのですけれども、もし今後そういった改修なり云々といったときにはそういったものの扱いをどのように考えているのか、それだけお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） ただいまの道の駅の件についてお答えをいたします。

改修という部分では、現在基本計画を持って進めさせていただいているところは、あくまでも機能改善という部分に関してかなり限定的なものでございまして、現在ある機能でふぐあいが出ているところ、そういうところを重点的に改修をしていくところを今計画をしているところでございます。ですので、食事を出すというような新たなお店を収容できるようなスペースをつくれるというような改修計画には現時点ではなっておりませんので、それらについては今後の大規模改修、今高速道路等々の話もございまして、その辺も含めて総合的に考えていかなければいけないところだというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 現在一番早く結論を出したいというのは駐車場の問題でありまして、これの用地が現状で拡張できるのであれば現施設を改修していくということに基本的には考えながら、これから皆さんの意見、特にビュープラザ直売会の皆さん等の意見も含めて最終調整してまいりたいというふうに考えておりますが、用地が現状で駐車場が全くとれない、本当に足りない状況でありますので、これが確保できないということであれば、一定程度の機能が落ちないところへの移転ということも将来的には考えざるを得ないのではないかとこのように考えております。

いずれにしても、現状維持であればどんどん劣化をして、せっかく信頼ある道の駅がどんどん後退していくといえますか、そういうことになっていくというふうに思いますので、これにつきましては国をお願いをして重点道の駅の指定にさせていただいたということも、国の応援を得ながら改修もしくは大規模なもの、あるいは場合によっては移転ということも含めてできるだけ早く結論を出して、また議会の皆様ともご相談させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 斉藤うめ子君。

○4番（斉藤うめ子君） おはようございます。4番、斉藤うめ子です。通告に従いまして、5点

一般問題をさせていただきます。

1点目、新庁舎建設構想について町長に伺いたいと思います。新庁舎建設への町長の基本理念について、どのような庁舎を目指すのかを伺いたいと思います。

2点目は、新庁舎建設について町民の皆様へのお知らせはどのようにされるのか、それを伺いたいと思います。

それから、3点目は、新庁舎建設について、町民の意思、町民の皆様の同意や理解をどのように把握し、反映させるのか、この3点について町長に伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、斉藤議員のご質問にお答え申し上げます。

1点目の新庁舎建設への理念についてにつきましては、1つとしては、来庁者の利便性の向上、2つ目として、役場の職場環境の改善、3つ目として、防災、災害対応の拠点、また4つ目として、町民の皆様が安心して暮らせる、いわゆる一つの中央政府としての機能を発揮する拠点、そして5つ目として、住民の皆様が自治を進める住民自治の機構として重要な拠点であるということ、そして我がまちは環境モデル都市として、これまで先人の皆様のご労苦とともに、今日まで築いてこられたニセコ町の歴史、風土、環境という価値を未来に引き継ぐ拠点としての新庁舎建設を私自身は基本理念としているところであります。

2つ目の新庁舎建設についての町民の認知の進捗状況につきましては、これまで第5次ニセコ町総合計画あるいは「もっと知りたいことしの仕事」、予算説明書によるプレスリリース、それから行政推進会議などで庁舎整備の必要性について説明をしてきたところでございます。

3点目の新庁舎建設について町民の意思をどのように把握し、反映しているのかにつきましては、これまで平成24年、平成25年の2カ年に役場庁舎基本構想や平成27年に防災センター基本設計を検討してまいりました。その中で、庁舎建設についての住民向けのワークショップや職員に対してのアンケートなどで具体的な案を検討してきております。また、これまで議員協議会において7回、庁舎整備について協議をさせていただいたところでございます。今後は、庁舎建設に向けての基本設計を発注した中で、庁舎整備の内容について町民の皆様や議会議員の皆様方のご意見をさらにお聞きしながら建設に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） ただいま町長から、町民の皆様に対するお知らせ、認知の進捗状況、それからどのように反映するかということ、説明はありましたけれども、これは一部の委員会とかそういうところを対象にこれまでされていたと思うのです。ですから、もっと広い範囲から町民の皆様の意見を、どのように集約というか、集めてくるか、意見を交換する場をこれからどのように、もっと必要だと思うのです。だから、そういうことをお考えになるのかどうか、そのあたり、これからのことを、時間はないのですけれども、できるだけ直接こういう委員会だとかいろんな組織に携わらない方の意見も反映できるような、そういう機会を設けていただきたいなと思っております。

それと、あと2点お聞きしたいのですけれども、町長は、今おっしゃった基本理念に一番近いと思われる、モデルになるような庁舎というのでしょうか、日本中でこういう庁舎が町長の考えに一番近いというか、実際に建設されて、できていて、こういう庁舎が非常に近いというところがありましたら教えていただきたいと思っています。

それともう一点、新庁舎、今までいろんな経済状況について、いろいろとこれまで議員協議会では財政状況について10回検討してきました。どちらかという、借金をすることによって子どもや孫への借金を残していくということは大変なことではないかということの意見が非常に多かったのですけれども、私は新庁舎を建設することによる経済的なプラスの効果ということもあると思います。それで、私は新庁舎というのは、町民のためのまちづくりであって、町民の未来への投資、贈り物ではないかというふうに思っています。もちろん借金はありますけれども。そういう面で、プラスの効果ということ、借金を課すという負の面ばかりではなくて、そういうところをどのように町長は捉えていらっしゃるのか、ぜひ伺いたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 最初に言われた広く意見交換の場ということにつきましては、議会の皆様のご理解を得られたので、これから、これまでもそうではありますが、住民検討会であるとか町民講座であるとか、そういうもので意見交換をしながら、さまざまな価値観や多様なご意見をできるだけ反映していくものにしたいたいというふうに考えております。

それから、庁舎でモデルとなるものはあるかということでございますが、私は庁舎を見学して歩いたことは正直言ってありません。その中で、一番最近できたところでは、被災地で十分な検討をされてつくられたところが福島県国見町という、我々防災協定、災害時の協定を結んでいるところがありまして、そこに先般職員を派遣して、中身といいますか、新庁舎を見てきていただいたところがございます。今後、担当する職員初め関係者にはそういう実践しているところも見えていただきながら、できるだけそういった新たな価値や文化を入れながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、庁舎建設で、これだけ50年たっている庁舎が震災時に役場として災害復旧とか、あるいは住民の安心・安全を守るために機能するかということが一番、直近では重要ではないかというふうに思っております。その中で、住民の皆さんが安心して、何かあっても相談に来れる場というのは当然必要でありますので、そのためには早急に、今回国のほうがこういった応援をする仕組みをつくっていただきましたので、我々が当初予定していた基金相当額を国が出してくれるということになって、これを逃す手はないと。逆に逃すことが将来に禍根を残すというふうに思っておりますし、役場全体のこれまでの財政バランスの中では、今返している借金以上に新たな庁舎をやっても上がることはないわけでありまして。借金という面だけ考えれば、今よりも楽な形で推移するということの財政のシミュレーションを行っており、その中で十分やれると。そのことによって将来の子どもたちに、ニセコ町役場という価値あるいは文化、そして役場というのを発信できる、ニセコ町にすることが誇りに思えると子どもたちに思っただくような、そういった住民自治の機構、そして政府機構を持つ、担い手の拠点として整備をしていきたい。

そして、今国を挙げてカーボンオフセットを進めております。パリ協定の推進初め、我々がやらなければならないSDGsの推進とか、多様なものが今ございます。その中で、この庁舎がそういった環境モデル都市の庁舎として立ち行くような、そういった資源循環、エネルギー循環を考えた庁舎機能を付加できればいいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） 町長からいろいろと細かく説明いただきました。その中で一番私にとって思うことは、このまちに来たときから感じていたのですけれども、まちにはいろんな設備があるのですけれども、どうもばらばらになっている。どこかまとまったところがない。それが、この新庁舎によって一つの拠点、私はボランティアの拠点になってほしいなと思っています。庁舎というのは、誰でもみんなが来たい場所になって、そしてそこで意見も交換できる。ニセコ町は大体5,000人前後の住民で推移できたらいいかなと。大体の人数として。その町民たちが、どこか、時間があるときにふらっと気楽に行けるような、そういった場所が今ないわけです。何かのサークルに所属していればそこに行くことはできるのですけれども、全く1人で、目的がはっきりなくて行ける場所というのは本当になくて、町民センターでたった1人、ぼつんと時間を過ごしている方も時々見かけます。

こういうのではなくて、そこに行けば何かいいことがある。庁舎に行けば誰かに会って、お茶も飲めて、軽食もいただける。そういう運営を全てボランティアで運営できないかなというふうに考えています。私、随分前になりましたけれども、アメリカとイギリスにそれぞれ4年、5年住んでいたことがありますけれども、欧米の考え方では、ほとんど全ての市民というか、国民の方々がボランティアをやっております。このボランティア力というのは、経済の状況では決して数値にあらわれない、すごい底力を感じました。それをぜひニセコ町でも実現できないものかなというふうに考えています。ですから、ボランティアと軽く言いますが、まちをまとめて、これから民主主義、いろんな面で発展していくためには大事な拠点になると考えていますので、その点について町長はどう考えられますでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまボランティアということを言われましたが、もちろんボランティアも含めてであります。これまでニセコ町役場、平成25年に基本構想をつくり、あるいは26年にもこういった具体的な検討を行っております。その中では、ニセコならではのまちづくりの拠点としての役場庁舎であるとか、あらゆる人の利用を想定したもの。つまり、我々はまちづくり基本条例に基づいて、主権者は町民でありますので、町民の皆さんの住民自治やまちづくりをする拠点として役場というのは本来あるものだ。したがって、我々はさまざまな公文書管理も全て主権者の側から見た管理規定を設けているわけでありまして、そこはこの庁舎建設に当たっても、町民の皆さんが利用しやすい、そのことを第一に考え、それからコミュニティーの場になるように、もちろんそういった配慮もしつつ、とはいえ財政的な制約だったりいろんなことがありますので、その中で最大価値を見出すよう努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 次。

○4番（斉藤うめ子君） 2件目、町民への行政サービスについて町長に伺います。

町民の方々から要望がありまして、役場職員の町民への日常的対応である窓口サービスや電話での対応について町長はどのように認識しておられるか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

職員の来訪者の皆様方への対応や電話対応につきましては、おおむね良好な対応であると考えております。最近、町民の皆さんや来庁いただいている方などから、職員の対応について苦情などは寄せられていないところでございます。これまでも職員の対応に苦情があった場合は、その都度管理職会議などを通じ、関係課長や職員へ注意などを行っているところでございます。今後も来客の皆さんへの対応や電話の応対につきましては、お越しいただいている相手の立場、気持ちに立って、親切丁寧に対応するよう指導してまいりたいと考えております。また、具体的な職員対応に苦情があった場合は、これまで同様、個別に指導もしっかりしていきたいと考えております。なお、職員には採用初年度に接遇研修を全員に受講させておりますので、これも継続してまいりたいと考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 町長の答弁ではおおむね良好という答弁だったのですけれども、私自身きっかけがありまして、余りストレートに言いたくないのですけれども、役場庁舎には最低限度でないと行きたくないという声があちこちあったものですから、私もまた積極的に意見を、なぜかということ聞いて歩きました。町長がおっしゃるように、役場庁舎の職員の方たちもいい方がほとんどだと思いますけれども、中には1人、2人、3人、4人、余り対応がよくないという方に出会うとかなりショックを受けて、それがトラウマになってしまって、庁舎には行きたくないという、そういう思いを持たれている方もかなりいることがわかりました。

それと、これは共通して聞くことなのですけれども、早朝、9時前ぐらいですかね、9時からお昼近く、早い時間に庁舎に行くと、もう皆さんパソコンに夢中になって全然振り向きもしない。カウンターに行っても立っていても誰も振り向きもしない。声をかけたらやっとな、誰かいるかなという様子で対応しているということは何人かの方から伺いました。それと、これもそんなにめったにあることではないかもしれませんが、いろんな書類を書き込むときに、ちょっと複雑な書類なので説明は受けているのですけれども、書いているときに質問したところ、それは説明したでしょうというふうに言われてしまって、ショックというか、その方は大変しっかりした気の強い方なのですけれども、がちんと来てしまって、それがずっとトラウマになっているような状況があるのです。

それで、町長の今の一番先の答弁では、おおむね良好で、その都度何か寄せられたら注意をしているのですけれども、町民の方たちは忍耐強くて、そういうことがあれば町に直接苦情なり

出したらいいと思うというふうに申し上げたのですけれども、なかなかそういうことを町民の方は我慢して、されないのです。だから積み積みもってくるのかなと思うのですけれども、町の仕事、行政サービスというのは町民のためのものですから、対応にはそういうことがないように、職員研修でしょうか、そういうのは常にすることが必要ではないかなと思っています。

それからもう一点、電話なのですけれども、私は庁舎によく電話をします。それから、ほかの町村の庁舎にもお電話します。例えば「おはようございます」と朝でしたら言うのですけれども、気持ちよく「おはようございます」と返してくださる方もいらっしゃるのですけれども、中には黙って「はい」と言う人もいますのです。大体半々です。非常に電話対応に関してはばらつきがあるように感じました。それで、ほかの町村にお電話したときは、私は一度も嫌な思いをしたことはありません。非常にきっちり対応していますので、これはどこの違いかなというふうに感じています。ですから、その点についてももう少し考えられることが必要かなと思っております。

それからもう一点、済みません、これは2012年、今から5年前なのですけれども、12月に竹内議員が職員研修について質問しているところがあるのですけれども、町長はそのときに、窓口対応については、問題があれば課長会議などを通じて常に職員全体に周知徹底を図っていくというふうに回答しています。次のところで竹内議員が、職員が町民の中に入っていくのも研修の一つになるのではないかという質問をしているのですけれども、これはとても大切なことで、町長はそのときこういう答弁をされているのです。今、地域に飛び出す公務員という国全体を挙げての取り組みをやっているところで、職員は仕事や家庭でそれぞれ大変な状況もあるが、地域とのコミュニケーションを深めるように、そうした面の指導も行っている。行政というのは役場全体あるいは町全体を俯瞰して勤務するというのは、本来地方政府職員としての役場職員の最低限の姿勢だと思っているので、今後とも私の仕事はこれだけという狭い視野の職員ではなく、広い大きな視点で考え、行動できる職員づくりに努めたいというふうに回答されています。これを読んでいて、ここの庁舎では普通でも、一步外に出たら、例えば向かいのAコープ、そこら辺の前田商店とか行ったときに庁舎の職員と出会ったときに、個人差が大きいのですけれども、とてもいい感じで「こんにちは」と挨拶する方もいるし、ぷんと、えっとびっくりするような、そういう方もいらっしゃるのです。本当に。私も何回も経験しています。

それで、もう一つなのですけれども、済みません、町民がおっしゃっている頻繁にどうしても行かなければならないというのは税務課だと思のです。税務課と、それから町民生活課とか、それから保健福祉課ですか、そういうところがどうしても接触することが多いかと思います。その面で、具体的に苦情を言った方は、私は誰が態度が悪かったのかということまで聞いたのですけれども、答えていただけませんでした。何かすごい怖がっていたので。そういうことですので、常にそういうことを町長も、これは5年前のことですので、今5年たって、少しずつよくなって、改善されている面もあるかもしれませんが、まだ完全ではない。不完全な面もありますので、ぜひまたさらに研修を積んでいただけたらと思っています。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 情報を把握していなくて申しわけないのですが、あちこちから役場に行き

たくないという声が聞こえているということで、それもかなり多くいるということは私も余り認識をしておりませんで、具体的な事例があれば遠慮なくご連絡賜ればありがたいと思いますし、入ってきた場合、職員がパソコンに向かっていて振り向きもしないということがあったということでありますが、できるだけそういう配慮をお互いしつつ、自分のカウンターに立っても、よそで立っていて気づかないときも中にはあるかもしれませんが、そのときはちゃんと誘導させていただくですか、声をかけるとか、お互いの連携については今後とも努力をしてまいりたいと思います。

それから、電話等で挨拶しない人がいるということで、これにつきましても電話対応の研修、以前は何回か、全職員を何班かに分けてやっておりましたが、ここ数年そういったことをやっておらなかったもので、そういう面ではまた、具体的なそういったことも必要かどうか含めて検討して、できるだけ電話対応含めてきちっと町民の皆さんに対応できるような体制をとっていきたいというふうに思います。

それから、表へ出て挨拶もしない職員がいるということではありますが、挨拶というのは私たち人と人とを結ぶコミュニケーションの最初の最低限のことでもありますので、気軽に声をかける、「こんにちは」、「おはようございます」、そういったことの徹底をいま一度いろんな場で職員に周知してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから最後に、職員が町なかに入るようにということで、私どもの職員、例えば町内会のいろんな役職であるとか、ご不幸があったときの葬儀委員長さんを引き受けるとか、いろんなことは積極的にやっている職員が多いのではないかと考えておりますので、私もできるだけそういう町内の会合には優先して出るよう、さらにそういった意思を明確に職員に向かって発信し、職員が地域で一生懸命頑張るということが重要だということを伝えてまいりたいと、このように考えております。今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 次。

○4番（斉藤うめ子君） 3件目、公共施設であるニセコ町役場庁舎内の禁煙について伺います。

役場庁舎は公共施設であり、庁舎内に喫煙所を設置すべきではないと思いますが、町長のお考えを伺います。

もう一つつけ加えさせていただきたいのですが、厚生労働省より公共施設は原則全面禁煙にすべきとの通達が出されているということですが、ニセコ町は通知は来ているのでしょうか、来ていないのでしょうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答え申し上げます。

健康増進法第25条により、施設管理者は受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずることが努力義務として求められております。役場庁舎内の喫煙につきましても、ニセコ町庁舎管理規則により、庁舎は禁煙となっております。例外として指定場所での喫煙を認めているのが現在でございます。今現在は、庁舎内の2階に分煙のための喫煙所を設け、受動喫煙防止に配慮しながら喫煙を認めている状況でございます。健康増進法の趣旨や社会の動向としては禁煙が求められている状況であり、公共施設としての役場庁舎においても喫煙所を設けていることの是非については、議員ご指

摘のとおりと考えております。しかし、一方で喫煙をする方々もおられることから、受動喫煙防止に配慮しつつ今後の対応策を検討してまいりたいと考えております。

それと1点、通達については私の手元にはないので後で確認をさせていただきますが、基本的には住民自治といいますか、法定受託事務あるいは自治事務との関係も整理をしながら考えたいというふうに思っております。なお、国は基本的に通達というのを出せないということになっておりますので、その点だけ申し添えたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） 町長も、最近連日のように受動喫煙に関する新聞記事があるのですが、全国の公共施設できっちり禁煙を実施しているところは80%近く、市町村管理の施設で建物内、敷地内を禁煙としているのは79.8%、約80%に上っているわけです。ニセコ町は分煙という形で庁舎内に施設があるわけですが、それは完全禁煙しているわけではないので、20%に入るわけなのです。私は、環境モデル都市ニセコ町として、こういう状況というのはいち早く考えて、看板が泣くのではないかとこのように考えております。

それで、役場職員の喫煙状況というのはどのくらいかわかりませんが、わかれば大体の職員数、どのくらいの割合の職員が喫煙されているのか知りたいなというふうに思っておりますけれども、分煙室を設けていても、ドアから出たり入ったり、当然煙が漏れるわけです。そうすると、通ったところは受動喫煙になるわけです。私も時々受動喫煙していますけれども。それから、職員がタバコを吸っていると、出てくるときタバコのおいしさがします。私は、ニセコ町は、今申し上げたように環境モデル都市、禁煙している公共施設が全国で8割になっている中で、ニセコ町もそれを積極的に検討すべきではないかというふうに思っています。

それと、まずは、ご存じだと思いますけれども、北海道は肺がん死亡率が全国1位という報道があります。ですから、決してタバコは体によくないということは科学的に、何度も申し上げるように、証明されているわけです。ですから、役場の長として、首長として、職員の禁煙対策はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。今、禁煙外来というのがあります。私も病院からたくさんパンフレットをもらってきて、町民センターの入り口に置いたり個別に配ったりいろんなことをしております。タバコを吸っている方にお聞きしましたら、悪いのはわかっているけれどもなかなかやめられないという答えが多いのです。ですから、職員の健康ということをまず第一に考えて、そしてまたほかへの受動喫煙の影響ということも考えて、町としてもっと積極的に真剣に考えるべきではないかなというふうに考えています。

○議長（高橋 守君） いいですか。

○4番（齊藤うめ子君） 以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 齊藤議員おっしゃる趣旨は私もよくわかります。いろんなところで、庁舎内含めて、施設内禁煙というところがあります。行くと、入り口で、青空の場合だったり、ちょっと屋根がかかった屋外で喫煙していて、入り口でいっぱい受動喫煙するような施設もたくさんあります。敷地内禁煙といえば、敷地のちょっと外にそういうものがあって、そこで吸われている場合

もあります。

齊藤議員おっしゃるとおり、健康上だめだと言うのは簡単であります。しかし、それぞれの習慣の中で、人それぞれがそのことによって喜びを感じて生きている実態があれば、そこは経過措置があつていいのではないかと。そのことによってストレス解消であつたり、そういうことが習慣化している人についていきなりだめだということで、このニセコの寒い冬、本当にそれだけでいいのかと。北海道の大きな機関はよそのところに別に設けているのです。一旦外に出て吸って、20分かそこから職場から離れるのかもしれませんが、そういうことが本当に効率的なのかどうか、その辺も踏まえて検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） 済みません。今、町長の答弁の中で経過措置があつてもよいのではないかとこのふうにおっしゃつたのですけれども、先ほども申し上げたように、公共施設の中にあるのは20%、2割となっているのです。ニセコ町はその2割に入るわけです。ですから、経過措置として譲歩して、例えば庁舎内に別なプレハブを設けるとか、そういうことで段階的に、全部なくなればいいのですけれども、そうできないかなというふうに考えていますけれども、いかがですか。まずは職員の健康管理です。首長として。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 繰り返しになりますけれども、いずれにしましても段階的に体制をとつていく旨で対応策を検討して、またその辺お知らせしたいなというふうに思つております。

あと、最初にご質問ありました厚労省の通達につきまして、現在書類の手持ちがございませんので、あいまいなことを言うわけにいきませんので、後でしっかりと報告させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 守君） 総務課長。

○総務課長（阿部信幸君） 先ほど職員で喫煙者はどのくらいいるのかというお話ありましたので、正確に数えたわけではございませんけれども、15人程度かなというふうに今思つております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 次。

○4番（齊藤うめ子君） 4件目にまいります。ラジオニセコの活用について。

オフトークにかわりまして、地域における情報共有の推進、防災緊急情報の伝達手段として、町民の生活を支援するためにコミュニティFMが開設されてから5年が経過しました。町民の皆様から、このラジオニセコの緊急放送にせめてお悔やみのお知らせを割り込み放送で入れてもらえないかという強い要望がありますが、町長のお考えを伺いたひと思ひます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答ひ申し上げます。

ラジオニセコにおいてのお悔やみ放送については、私たち町民の暮らしにとって大変重要な情報であると位置づけ、随時放送させていただいているところでございます。割り込み放送ができないかということではありますが、現在割り込み放送は防災や災害などの緊急のお知らせを基本とし、時

間に猶予がない緊急的なお知らせのため利活用しているものでございまして、防災事項以外のお知らせとこういったものとは区別しているものでございます。このため、お悔やみ放送については、原則として緊急の割り込み放送としては取り扱わないという運用をしております。

ただ、お盆時期、年末年始などラジオニセコが数日間にわたって閉局する場合についてはお悔やみ情報が行き渡らないということがありますので、これらにつきましては割り込み放送を行う必要があるのではないかというふうに考えておりました、この辺について関係する部署あるいはラジオニセコと協議をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） 今の町長の答弁の中で、割り込み放送というのは防災とか緊急的なお知らせにとどまるということなのですか、そういう規定がきちっとあるのでしょうか。私なりに調べてみたのですが、そういう明確なものはないと思います。年間において亡くなる方というのはどのくらいいるのか、それにもよるのですが、現在おひとり暮らしで、高齢になって新聞もとらないとか、それから町内会にも、お1人になって当番が嫌だから、当番できないからということでやめられる方も少なからず最近見かけるのですが、そういう方は情報がなかなか入ってこないのか、近所の方のところに新聞、きょう誰か知っている人亡くなっていないかとかという質問とかしていらっしゃる方もいらっしゃるようなので、なぜできないのか。原則として取り扱わないというふうにおっしゃったのですが、何か規定というのはあるのでしょうか。町民の方々、オフトークを経験されてきた方たちは、せめてそれだけは流してもらえないかなという希望があります。何か規定があるのでしたら教えていただきたい。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） ラジオニセコ上でそういう規定を持っているということではございません。時間のないことも含めた緊急的な放送のときにそのような運用で行っているということで、お悔やみ放送を緊急で流してはいけないというルールはございません。ですが、そのような運用をさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 年間お亡くなりになる方は大体45人から60人ぐらいが我がまちの一般的な推移かなというふうに思っておりますが、調べたところ日曜日以外は絶えず放送していますので、その中で役場のお知らせの中でお悔やみ放送を流させていただいて、情報が出ていないということはないと思います。日曜日は生放送としてはありませんが、日曜日にそういう情報があれば月曜日にはお知らせしているということであって、日曜日や何かの事情があって流せなかったのは昨年度1件だけということでもあります。

多分、情報として欲しいなというのはきっと、お盆休みとか、三、四日続けて休むような正月休みとか、そういうときは場合によっては、新聞には載ってもラジオニセコの生放送がないので、そのときは割り込み放送というのが必要かなというふうに思っております、ふだん、今の状況の中で、いろんなパーソナリティーが流したり録音を流している中でそれぞれ随時お悔やみ放送を流す

というのは、そのときまたま聞いている人がわかるという話ですし、番組全体の構成からも決していいことではない。逆に、この時間にそのことが流れるという今のやり方のほうがいいというふうに私は思っておりますが、その辺いろんなご意見があれば、また聞かせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） ラジオニセコでは、まちの情報として月曜日から金曜日は4回、それから土曜日4回、それから日曜日5回、時間も全部メモしましたけれども、まちの情報として流しているわけです。その中でお悔やみがあれば流しているということなのですけれども、ラジオニセコ、その時間を見てスイッチを入れなくてはいけないのです。流しっ放しにしている方たちもいるかもしれないけれども、情報をとろうと思ったら、時間に合わせて常に気をつけてスイッチを入れれば情報はとれないことはないのですけれども、果たしてラジオニセコを時間に合わせてスイッチを入れるだとか、あるかないかのわからない情報をとるとか、そういう手間がありますので、ラジオニセコを一体どれだけの人たちがずっと聞いているのか、その辺のところも私は知りたいなというふうに思っています。町民のためのラジオですから、そこを検討していただきたいなと思います。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 聴取率については、以前ご質問いただいたときに調査をいたしまして、ごめんなさい、細かい数字まで覚えていませんが、六十数%という聴取率が出ておりましたということ。

それから、確かに今の現状ですとラジオのスイッチを入れなければ聞けないということになりますけれども、お悔やみのことについての重要性といいますか、皆さんの欲している情報ということで、その辺のところはよくわかりますけれども、お悔やみの情報を割り込みでスイッチをこちらから入れて流してしまうということまでするというについては、慎重になったほうがいいのかないかなど。先ほど町長のほうからも申し上げましたように、全体の構成としていかなものなのかなというところもありますし、現状のやり方でいきたいと思っておりますし、特に土日の長い休みのときについては、割り込み放送については少し検討させていただきたいというところがございます。

○議長（高橋 守君） 次。

○4番（齊藤うめ子君） 5件目、北海道版C C R C、生涯活躍のまち構想について伺います。

高齢化が進む中、移住者にとって、また従来から住んでいる町民にとっても、ニセコ町が生涯住み続けられるまちになり得るか、関心のある問題です。この北海道版C C R C構想について、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

最初に、C C R Cについて簡単にご説明をさせていただきます。日本版C C R C構想は、生涯活躍のまち構想と名づけられ、2015年12月に最終報告が取りまとめられた構想でございます。この日本版構想は、東京圏を初めとする高齢者がみずからの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療、介護が必要なときには継続的なケアを受ける

ことができるような地域づくりを目指すものとしております。これを受け北海道では、昨年北海道版生涯活躍のまちに関する取り組み指針を策定し、現在は生涯活躍のまちに関する取り組みを推進する市町村に対する支援などを行うため、具体的な事業の検討を行っているというところでございます。ニセコ町としても北海道版CCRC構想については興味があるところであり、今後どのような事業が提案されるのか見守っているところでございます。

ニセコ町におきましては、生涯住み続けられるまちを目指し、高齢者対策として特別養護老人ホームニセコハイツ、デイサービスセンター、共同生活介護グループホームきら里を整備し、ニセコ福祉社会に運営を担っていただき、ご高齢の皆様への対応をさせていただいているところでございます。医療においては、総合病院である倶知安厚生病院に対して医師確保や診療科の確保などの支援策を講じ、2次医療機関の確保を行ってきたところでございます。加えて、町内のニセコ医院では、身近なかかりつけ医療機関として町民の皆様の健康維持、増進などについて協力体制をつくってきたところでございます。

健康維持に大変重要な生きがいの面では、ニセコ町教育委員会や社会福祉協議会、町などで実施している寿大学や老人クラブの活動、体力増強を目的とした貯筋教室、文化協会による各種サークル活動を通じ、学びや交流を実践しております。交通面では、交通弱者や生活交通の確保としてデマンドバスの運行や高齢者を対象としたニセコ町社会福祉協議会が運行する移送サービスなど、住み続けられる環境を順次整備してきております。また、本年は、特別養護老人ホームの施設基本構想を策定し、適正な入所者の受け入れ人数や高齢者の支援ハウスなどの検討を進めてまいります。今後とも高齢者が集い、生きがいが持てるような環境の整備をニセコ福祉社会、ニセコ町社会福祉協議会とも連携し、検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） 町長の行政報告にありましたけれども、現在ニセコハイツと、それからきら里、これは満床、満室なのです。待機者はどのくらいいるのかなというふうなことをちょっと思いました。

それから、私、ニセコ町に移住して11年になろうとしていますけれども、前後して、それからまた後から移住してきた方が次々このまちを去っていかざるを得ない現状を見たときに、ニセコ町は果たして生涯住み続けられるまちになるのかという心配というか、私はニセコ町をついの住みかを選んで移住してきました。けれども、周りが、これからはずっと住むことは難しいということで、少なからず私にとっては10人どころではないです。あと2年以内にこのまちを去っていかざるを得ないという方が現実にいるということは寂しいというか、住むことを誇れるまちづくり、生涯住み続けられるまちということは大事だと思うのです。

ニセコ町でも、ハイツに入るまではいかない、それからきら里まではいかないけれども、中間にいる、まだ少し元気なシニアの方たちが、こういうのは齊藤さん、できないのでしょうかねという声がかかってきたりするのです。それで、CCRC構想はどうなのかなということを町長にお伺いしているのですけれども、北海道では26カ所、自治創生の交付金を得てやっているわけです。その中でも、上士幌町は非常にユニークな取り組みをしているということで注目されているようです。

市は6カ所ぐらいで、町村が16で、計26カ所ぐらいがその取り組みを北海道でやっています。私も専門家の、前にここの新聞に出ていた河西邦人先生に問い合わせてみましたけれども、ニセコ町でもできますというふうにおっしゃいました。

ただ、今現在、医療とか介護の人を集めるのが非常に大変だということが一番のネックになっているようですけれども、将来的にどうしても高齢者の割合はふえてくると思います。前に、教育長もご存じだと思いますけれども、社会教育委員会でニセコ町の特徴を調べたときに、ニセコ町は非常にユニークな存在で、回転が速いのです。高齢化率27.5%、平均にほぼ近いぐらいなのですが、それはある程度高齢になればこのまちを去らざるを得ない。去りたくなくても去らざるを得ない。そして、若い人が入ってくる。だからそういう高齢化率を維持しているのかなと思ったのですけれども、今後の課題として、私は戦後のベビーブームの団塊の世代ですので、ぜひこういうことについて、生涯住み続けられるまちづくりということを積極的に町長も考えていただきたい。また、こういうことによる経済的効果というのはすごいということは、実際やってみなければわかりませんが、100人そういう人がいたら1億円だか2億円だったか、データは、済みません、ないので、経済効果があるとまで言われていますので、そのことを検討していただきたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 現在C C R Cにつきまして道内で推進意向のある、実際に着手をしたり、あるいは推進について手を挙げている自治体は39市町村ございます。この構想が最初出たとき私どものまちでなぜ手を挙げなかったかという、生涯活躍できるまちは基本的に大賛成です。それはやりたいと思っています。ただ、出発点が東京一極集中で、東京を初めとする人口集中の都市の皆さんを地方で受け入れるという、その制度設計の出発点で、なかなか私たちは、今いる住民の皆さんにしっかり対応したい。そのことを優先したい。だから、都会から受け入れることを優先した福祉政策は保留にしているというのが実態であります。

国や北海道の具体的な応援メニューがあれば、今質問の中でありましたケア付き住宅であるとか生活支援型のご高齢の皆さんの住宅というのは我がまちでも必要だと思っておりますし、これまでも幾つかの民間会社に民間主導でニセコ町内でそういった開設意向はないかという打診はしており、今後ともそういうことは続けてまいります。必要性は認識しておりますので、随時状況を見ながら、また多角的に検討してまいります。このように考えております。

なお、待機者につきましては、ニセコハイツは十数名、動いておりますので細かな数字はありませんが、それとグループホームきら里につきましては10名以下というふうに把握をしているところでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、篠原正男君。

○7番（篠原正男君） さきの通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。町の交差点における交通安全等の点検についてでございます。

これまで主に地域住民の暮らしや生活のために使われてきた町道でございますが、観光客が多数訪れる今日、大型バスや行楽客の乗用車等が町道の特性である変則交差点がわからずに通行すると

ということが多々見受けられております。町として交通事故の未然防止と住民の安全確保の観点から、これらの点検を行い、必要な措置を早急にとるべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの篠原議員のご質問にお答え申し上げます。

本町では今日、訪日外国人旅行者を初め多くの観光客が大型バスや自家用車、レンタカーなどにより町道を通行しているところでございます。議員ご指摘のとおり、町道にはわかりにくい交差点もあることから、交通事故の未然防止のため、町道の変則交差点における案内標識や警戒標識の点検を実施したいと考えております。また、具体的にお気づきの箇所があれば、逐次ご教示願えれば大変ありがたく存じます。なお、一時停止などの規制標識につきましては、必要に応じて公安委員会に設置要請を行いたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） ただいまのお答えでは今後速やかに点検し、検討していくというお答えでございましたが、これまで町道の交差点を含めて、交通安全上の問題点についてはどのように把握され、どのように対処されてきたのか、経過があればお知らせをいただきたいと思ひますし、また今後、今回の質問にかかわらず、定期的実施していく考えがあるかどうか。さらには、道路管理者としての管理と交通安全上の管理と二面性を持つ部分がございますので、その点をどう整合性を図って、町民の安全確保を図っていこうと考えられているのかお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 交通安全につきましては、ニセコ駐在所におられた上野前所長さんがかなり実は細やかに点検いただきまして、この所長さんの提案で幾つか安全対策を設けたところがあります。それから、建設課のほうでは、具体的な民間の皆さんからのここは危ないのではないかとという提案に基づいて、公安委員会等との調整の上で設置した一時停止等もございます。毎年定期的に行ったらどうかということではありますが、道路点検も含めまして、どの時期にどんなタイミングで行ったらいいかも含めて、どういう形がいいか検討させていただきます。

ただ、早急に必要なものにつきましてはできるだけ動きたいと思ひますし、現在大きなものとしては、東山のヒルトン、ミルク工房さんからおりてきて道道にぶち当たる突き当たりで点滅信号がございまして。赤の点滅が非常に危険といひますか、特にふぶいているときは両側から来ているかどうか分からないということがあって大変危険でありますので、これについては感知式信号をとということで北海道並びに公安委員会のほうに強く要請を行っているところであります。また、現在、道のほうで、セゾンさんの東山に入っていく丁字路がありますが、道道から東山に向かう分岐点は付加車線を両側につけるといひことで方向が決まっております。

ただ、現場サイドでは、お金がかかるので今年度予算の確保が難しいという情報が来ておりますが、これについては最終的にやりますという判断をいただいておりますので、今後ともこれらの対応を増強していくと同時に、町道につきましても、おっしゃるとおり、幾つか、ここはどうなのというところがありますので、ぜひ、我々が把握できないこともいっぱいあると思ひますので、それは議員各位あるいは町民の皆さんが日々の生活で、これはちょっとこうだぞという情報をいただけ

れば、なるべく早目に対応してまいりますよう努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 交通安全にかかわっては、町の業務と、それから北海道の業務の二面性を持っているので、なかなか直接具体的に町の業務として踏み込んでいけない部分も多々あるかと思うのですが、ただ、その中で私が重要と思うのは、交通安全協会や交通安全指導員といった現場で活躍されている方、また高い意識を持っておられる方々の意見を聞くような場面ですとか、実際に現場を見てもらって判断するような場面ですとか、そういうものを一つ一つ積み上げていくことによってまちの交通安全というのは確保されていくのではないかというふうに考えますので、そのようなお考えがあるかないか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいま篠原議員がおっしゃったことはまことにそのとおりでありまして、交通指導員の皆さんも日々いろんな場面で動いていただいて、提案いただいているところでありますし、交通安全協会等についてもできるだけ機能的にご意見賜る場になるよう努力してまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、木下裕三君。

○1番（木下裕三君） 通告に従いまして、1件質問いたします。以前から早期の導入を検討していて、昨今新聞報道でも社説含めて何度も取り上げられている、また倶知安と同時に導入を目指すと言われている法定外目的税の宿泊税について2点伺います。

1つ目、法定外目的税の宿泊税とはどのようなもので、なぜ導入を検討しているのか。

2点目、宿泊税導入の検討に当たり、宿泊事業者へのヒアリングなどは実施したのか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの木下議員のご質問にお答え申し上げます。

地方自治体が徴収する税金は、地方税法と条例により定められた町民税や固定資産税、自動車税などの直接税、たばこ税などの間接税、国民健康保険税や入湯税などの目的税がございます。法定外目的税は、それら以外の税目となるものでございます。総務省が発表している情報によりますと、平成28年4月現在、都道府県で29件、市町村で7件の合計36件の法定外目的税が制定をされております。都道府県では、その多くが産業廃棄物に対する課税であり、市町村では、環境保全を目的としたものが大半を占めているところでございます。

宿泊税につきましては、平成14年10月から東京都で実施されております。1人1泊について宿泊料金、部屋代であります。これが1万円以上から1万5,000円未満のときは100円、1万5,000円以上のときは200円を徴収し、観光振興を図る施策に使用されているところでございます。なお、先ほどの総務省の情報には含まれておりませんが、大阪府も平成29年、本年1月から宿泊税を導入しております。

次に、法定外目的税の必要性でございますが、持続的な観光振興を進めるためには、その活動を支える財源が必要となります。観光の基本的な形は、地域外から人を呼び込み、地域内で消費いた

だくことで地域経済や雇用を活性化させるということでございます。しかしながら、人が来訪することでさまざまなコストもかかってまいります。ごみ処理、観光案内の表示、交通手段の確保、住民の生活と必ずしも一致しない施策も必要となっております。その際に、これまで地域の税等の財源を用いて対応してまいりましたが、それにも限界があります。今後も持続可能な観光施策を展開していくためには、新たな財源が必要であると考えております。

また、観光客の皆さんも、より魅力ある、より充実した観光地を求めています。それらに応えつつ、地域の実情を踏まえた観光地づくりを進める上で、先行する自治体の事例を見ても、一定の税の負担についてはご理解が得られているものと考えております。

次に、ヒアリング等の実施についてでございますが、これまで事業者の経営者などと個別に意見交換をしている状況であり、地域的なヒアリングを行っているわけではございません。法定外目的税についてはこれから議論を開始するものであり、宿泊税のみに限定をしているわけではございません。地域の特性を踏まえ、どのような税目が適正であるのか、用途を何に特定していくのかなど引き続き調査、検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） 道のほうでもこの春に宿泊税含めた観光税の構想というのが報道されていましたが、話題になりましたけれども、北海道の観光税が進んでいったとして、今回のニセコ町、倶知安町の、今町長のほうでは宿泊税ということには固定しないというふうにありましたけれども、いずれにしても新たに税目を設けて、やる、例えば今回でいえば、宿泊税というのは道の観光税構想で影響を受けるのかどうかというのをまず伺いたいのと、もしそうなった場合、要は道とニセコ町で二重の課税、徴収ということが実際起きていくのか、この2点お伺いしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 北海道におきまして、実は私が聞いている情報では、全国知事会の中で宿泊税が話題になって、それで道としてどうなのかということに関係部局に指示をされたという形かなというふう聞いております。具体的に道としてこうやって推進するというのは、これからその可能性について検討する段階ではないのかなというふうと考えております。道がやって、ニセコ町もということには当然ならないのではないかと思います。それはお互いに調整をしながらということですが、北海道の場合はかなり広大な、22の県が入るぐらい大きな場所ですので、宿泊税だけ考えると、宿泊地域というのはかなり散在をして、特化しているところがあります。それを北海道全体でというのは、どういうふうに指導するのか、制度設計としてはかなり難しいかなという感じはしておりますが、そこはしっかり道庁さんとも話し合いをしながら、北海道全体の質が上がるように、あるいは倶知安町としてはこういう思いでという話し合いはきちっとしながら、観光客にとりまして負荷がかかるようなことはしないような形で話し合いをしてまいりたいというふう考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 木下君。

○1番（木下裕三君） 消費者の観光税に関する意識調査ということで、財団法人日本交通公社の

ほうで旅行者動向調査ということを実施して、観光客から税を徴収する場合、納得いく方法というのはどういふのがあるのだということで、最も納得の高い税目として、環境税というのが34.5%、次いで宿泊税が28.3%というふうにありました。当町としてはこういった環境税ということも、そういった意味では選択肢としてあるのかなということをお伺いします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 第1回目の答弁でも宿泊税のみに限定しているわけではございませんというふうに回答しておりますが、私どものニセコ町では2001年前後、環境計画をつくるということで相当、平成12、13あたり動いております、その中でペンションの経営者の皆さんや、環境の会議をやると、ニセコは環境税を取ったほうがいいのではないかという話も、随分議論としては実は出ていました。そのことによって、このニセコの環境を次世代に引き継ぐ、質の高い環境のまちを目指そうというふうな趣旨であったと思います。

目的税につきましてはさまざまな視点があるというふうに思っておりますので、白紙から議論をして、これから積み上げていくということでもありますので、さまざまな観点からご意見をいただくことによって、ニセコ町にとって、どういったまちづくりのスタイル、あるいは目的税というありようがいいのかということをしっかり議論をして進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、三谷典久議員。

○6番（三谷典久君） 通告に従いまして、2件質問をいたします。まず初めに、ニセコ町の財政についてです。

ニセコ町の財政はどのような状況にあるのか、夕張市のような財政破綻は生じないか、あるいは役場庁舎を新築するというが、財政は大丈夫か、我々はこのような町民からの疑問に答える責務を持っていると考えます。ニセコ町はかつて財政危機を経験しており、その教訓をどのように現在の町財政に生かしているかを伺いたいと思います。平成16年の財政危機突破計画における、1、財政危機の原因は何か、2、地方交付税額の推移と臨時財政対策債の発行額と残額はどうか、3、この財政危機においてどのような政策的な対応がなされたか、4、現在のニセコ町財政において、この財政危機から学ぶことは何か。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの三谷議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、平成16年度に策定したニセコ町財政危機突破計画でございますが、当時の背景として、市町村合併や三位一体改革に伴う地方交付税の大幅削減という深刻な問題の中で、最終的に合併せず、単独で行政運営をしていくことを前提として作成したものでございます。

その上で、1番目の質問でございますが、町予算における収支不足が深刻となった当時の一番の原因は、地方財政ショックと呼ばれる、国が策定する地方財政計画の大幅な切り詰めにより、歳入において一般財源収入が急激に減少したということでございます。具体的には、地方交付税が平成12年度から16年度にかけて約3億7,000万円、18%もの大幅な削減となりました。また、歳出面でも、公営住宅初めごみ処理施設など、我がまちでは整備が立ちおくれた上下水道を初めとする社会

インフラ投資を実施、福祉や環境面での行政需要も必要であったことも一要因としてあるかと存じます。町政運営上必要とされる経費が増加傾向にある中で、地方交付税の大幅削減により収入が急激に減ったため、大きな収支不足を生じることとなったものでございます。

次に、2つ目のご質問であります。地方交付税は、平成16年の17.2億円を底に増加傾向にあり、平成28年度は約19.5億円となっております。町税収入の伸びにより平成29年度の普通交付税は減少見込みであります。地方交付税算定の基礎となる基準財政需要額は、人口増などを受け、増加傾向となっております。臨時財政対策債につきましては、毎年度国が定める地方財政計画によりその発行額が定められるものでございますが、本町においては近年は1億数千万円程度の発行となっており、償還額とほぼ等しくなっていることから、残高は18億円程度で横ばい傾向となっております。ちなみに平成28年度の発行額は約1.1億円、現在の残高は17.8億円となっております。

次に、3つ目のご質問であります。町につきましては、町補助金を含む事務事業の見直し、それから町道除雪や公共施設管理の民間委託化、指定管理制度の導入、活用、後志広域連合設立による広域行政の推進、自治体情報におけるクラウド化の導入、委託業務の一括発注や長期継続契約の実施など、また公共投資の抑制、職員採用を控える職員数の削減、さらに特別職や職員給与など人件費の抑制、また町議会におかれましては議員定数の削減や議員報酬の減についても実施してきていただいたところでございます。

最後、4つ目のご質問でございますが、本町ではこれまでニセコ町まちづくり基本条例の理念に基づき、予算編成や予算編成過程の公開、わかりやすい予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」など、予算情報の提供に努めてきたところでございます。地方財政ショックのような過去の教訓や、地方財政の見通しが極めて不明確な状況を踏まえ、国の動向に絶えず留意することはもちろん、住民参加と情報共有による財政民主主義を推進していくことが大変重要だというふうに考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） このときの財政危機で、平成14年度から16年度にかけて収支の不足から基金の取り崩しが急激にふえたということが資料に載っています。その収支の不足として、先ほどでは地方交付税の削減というのがメインであるというお話でした。それ以外に、町税収入の低迷ですとか、あるいはまた町債償還額の増大があると思います。ここで、歳入歳出のバランスが崩れることでそれが起きるわけで、歳入に関しては今の地方交付税が大きいというのはわかりました。歳出はどうなっているかというところが私非常に興味あるところでして、今回議長のお許しを得まして、資料をもって説明することをお許し願いました。ここに資料がありますので、ごらんください。

この資料では、赤い棒グラフがあります。これが地方債残高になります。一番左端の赤いところが平成7年の地方債残高で55億円です。それがうなぎ登りに上がっていきまして、ピークのところが110億円になっているのですが、これが平成15年、16年です。つまり、平成8年から15年の8年間に地方債残高が55億円から110億円に倍になってしまったということです。

そのときに、これは借り上げ額です。これがどうなっているか。下の折れ線グラフをごらんいただきたいのですが、これを見ると、平成17年を中心にして左右で若干の違いがあるのがわかると思

います。左側のグラフはやや高目に推移している、右側のグラフはやや落ちついて推移しているのがわかると思います。左側の高いほうのグラフで、平成18年と平成11年がピークになっています。平成8年、平成11年が借り上げ額で15億円ということです。ここの部分をよくよく見ますと、平成8年から平成15年の間に総額で97億円借り上げているのです。平均すると10億円以上と。ここでかなりの起債が必要だったということがわかると思います。

それによって、元利償還額、借金の返済になります。これがオレンジのグラフになります。一番端の平成17年は6億円なのです。これがずっとうなぎ登りに右肩上がりに上っていきまして、平成18年のあたりでピークに達していきまして、これが11億円です。償還額が6億円から11億円になるというのは大変なことだと思います。

そしてあと、ここに書かれているのが先ほど町長がおっしゃった交付税の総額なのですけれども、緑のラインで十五、六年が底になって下がっているというのがわかります。それが先ほど言った交付税が下がっているというのをあらわしています。

真ん中に書いている青いグラフ、それから茶色い折れ線グラフがあるのですけれども、茶色が実質公債費比率です。ここでは、平成18年だったかな、18.5%、いわゆる18%、起債の許可、それを超えている経験をニセコ町はしているということなのです。そして、その次の平成19年は17.8で高目に推移しています。

グラフの青いところがあるのですけれども、これは財政健全化法の始まる前の指標で、公債費比率というやつです。これを見ますと、平成13、14、15、16、ここがそうなのですけれども、平成13年が11%、14年が12%、15年12.9、16年が14.7と。この数字は、10%以上は余りよろしくない。10%以内がいい。そういう意味では、このあたりで10%を超えていると。危険信号が出ていたというふうに解釈できると思います。下のところに活字で書いているのが、この間のいろんな政策的な対応を記載しております。資料を終わりました、質問に戻りたいと思います。

このように、歳出の面では、短期間の多額の起債、それにより起債残高が増加して、償還額も著しく増加しているという、この事実をきちんと認識しなければいけないのではないかと今回の質問の趣旨です。

初めに、臨時財政対策債について伺いたいのですけれども、結局、臨時財政対策債というのは、地方交付税を国が交付するに当たって財源不足があるので、その分を国と地方で折半すると。地方の折半分をこの臨時財政対策債という起債でもって賄うということだと思います。そうすると、平成13年度から始まってずっと、臨財債と略しますが、臨財債を起債していたわけなのですけれども、この間、臨財債によって地方交付税の減少がどの程度補われているかというのを再質問として1つお伺いしたいと思います。

そして、財政危機の問題として、起債が多額になったというのが問題なのだと言っているのですけれども、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、この起債は結局、この間平成11年から16年あたりにかけて、一般廃棄物最終処分場をつくったり、堆肥センターをつくったり、あるいはニセコ中学校、あるいは公営住宅の整備、それから下水道もこの辺やっているとというふうに認識しています。そういう意味では、必要性のある、そういった投資だったことはわかっています。だか

ら、この起債の価値がどうか、いいとか悪いとかと言っているのではなくて、客観的に多額の起債をすれば、その後大変な負担があるという、その部分を見ようということを提起して話しております。

そして、もう一つお伺いしたのですけれども、実質公債費比率なのです。18.5%までいったと言いました。18.5%までいったというときに、先ほど言ったみたいに、町長のお答えにあったように、議員の数の削減ですとか、あるいは職員に関しても給与に関していろいろ問題が生じたと思います。18.5%はそういう状況になるのだということをニセコ町は身をもって経験したわけです。今現在、平成27年度の実質公債費比率は13.8%、3カ年平均です。今回、国の新制度を利用しまして役場庁舎を建てかえた場合、実質公債費比率に対する最大の影響として16.0%に増加するということがシミュレーションで指摘されています。2番目の再質問としてお伺いしたいのですが、今後の実質公債費比率の目標をどのように考えているか、再質問として2つお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 臨財債がいいか悪いか議論する話ではないということで、基本的には臨財債は、地方交付税総額を国で本来地方財政計画に基づいて地方に払わなければならない、そのお金が国で法律上賄えないので、臨時財政対策債という、地方は赤字地方債を発行できないということから鑑みて、国が借りて地方に渡すので、地方も応分の負担を将来していただきたいねという、国の財政運営上そういう制度ができて、地方交付税の穴埋めはこれまで国が全部責任を持っていたのですが、これからは地方も負担していただきたいというような制度でありまして、これは地方交付税全体の基準財政需要額と収入額との差の75%について応援すると。その中で、国全体で不足する分に、毎年違うのですけれども、年度に応じて臨財債というのを発行します。その割り当てが、ニセコ町は1億幾らですとかと割り当てが来るのです。それを全部借りる借りないは、極端に言うと地方自治体の勝手というか、そういうことになっておりますが、大体全部の自治体、我々のまちも100%借りています。ただ、これらのものを将来償還するというのも当然出てきますので、その分は現在、財源対策債ということで、将来に負担が行かないように基金積み立てを随時、毎年2,000万円前後ではありますが、やっているというような状況でございます。

それから、普通交付税全体に占める臨財債の割合は、現在17.8億円の普通交付税、1億3,500万円、この分が臨財債として入れているものでありまして、現在臨財債の返済額が1億3,600万円、大体均衡して推移するのではないかとこのように考えているところでございます。

それと、今後の実質公債費比率につきましては、我々、いわゆる庁舎建設における負担割合は上がりますけれども、今の償還額に載っかるわけではありませぬので、今、過去の償還分がどんどん返済されています。そのことによって公債費の元利償還額はどんどん減っていきます。それで、何度かこれまでも説明させていただいたかと思いますが、例えばお金を借り、それぞれの事業をやったとしても、現在、細かな数字を言いますと、29年度、8億8,600万円というのが元利償還金の総額であります。庁舎建設以降も最大になるところでも8億7,000万円、それ以外は大体7億円から6億円にどんどん落ちて、10年後には大体5億円ぐらいまで落ち込んでいくということですので、償還額自体も大きくなりませぬし、償還額自体も今よりは減ると。それから、実質公債費比

率も今よりは減るといようなお考えでいいのではないかというふうに考えております。よろしく
お願いします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 私の質問したのはそういうことでは全くなくて、要するに地方交付税を減
らされたと言うけれども、臨時財政対策債である程度補われているのではないのでしょうか。その
分どれだけ補われているのですかということをお聞きしたのです。私が考えるに、臨財債である程
度補われていると。だから、地方交付税が下がったのが一番の原因だというふうにおっしゃいます
けれども、さっきも言いましたけれども、短期間の起債によって町財政が極めて重度な負担を受け
た。要するに、あえて言わせていただくと、これを見ないようにしているのではないかと、そうい
うふうに思うわけです。

それから、もう一つ私が質問したのは、実質公債費比率はどの程度を目安として考えているので
すかということをお聞きしたのですけれども、その前に臨財債なのですけれども、地方交付税が過
去一番多かったのが平成12年で、20億8,900万円ぐらいあるのです。その後、平成13年以降はこの額
に満たないのです。私、計算してみたのですけれども、もし平成12年の20億円の地方交付税を平成
13年から平成26年までもらっていたとしたら、実際もらっていないわけですから、その差額は幾ら
か出しました。そうしたらそれは約29億円です。要するに、平成12年の地方交付税をずっともらっ
ていたら29億円……、済みません、12年の金額をもらっていれば、実際にもらった金額よりも29億
円高かっただろうということになります。臨財債は幾らもらっているか計算したら、22億円もらっ
ているのです。これは単なる一つの例でしか説明していませんけれども、要するに、何回も言いま
すけれども、地方交付税を減らされたという前に歳出の部分をきちんと認識しなければいけないの
ではないかということ、何回も言いますけれども、改めて指摘させていただきたいと思います。

それから、今の再質問についての答えが全くないので、私も次どういふふうに質問していいかわ
からなくなってしまうのですけれども、実質公債費比率です。かつて町長は、16%、ある程
度下がると。16%で大丈夫だよといような感触を受けたのですけれども、これに関して私考える
のですけれども、実質公債費比率というのはある意味では、ニセコ町という法人ですから、人間が
血液検査したようなものではないかと思うわけです。このときこの法人はどういう状態になったか
といたら、給料を減らされたり、それからいろんな制約がある。痛みを感じているわけです。痛
い、痛い。検査してみたら実際公債費比率が18.5%だと。お医者さんが、18%以上になったら許
可制になるよ。これはもうちょっと下げなければいけませんよ。そういう中でだんだん、だん
だん下がってきて、何とか14%まで落ちついたわけです。

14%まで落ちついたということは、過去18%から下がったのだから、いいほうに向いているのは
間違いありません。では16%でいいではないかと言っているのかどうかということなのです。血液検
査と言ったのですけれども、これがもし血液検査だとしたらお医者さんはどう言うか。正常値まで
下げましょうと必ず言うはずですよ。当然ですよ。正常値というのは何だろうと考えたときに、
全道の平均値ではないかと思うのです。それは10%です。そこまで下げるといことを念頭に置き
ながら財政運営をしなければだめではないかということをお願いいたします。例えば14%の数値が

10%になった場合、4%下がるというのはどういう意味か。これは標準財政規模の4%ですから、標準財政規模を27億円と考えれば、その4%は1億円ちょっとになります。つまり、14%から10%に下がったときに、単純に考えて償還額が1億円減る、あるいは1億円分お金の余裕ができるということです。だから、実質公債費比率というのは10%を目指していくということを考えていかなければいけないと思います。その件に関していかがお考えでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 基本的な考え方だけ述べさせていただきますと、私は途中で役場に入りまして、そのとき財政係を担当しました。そのとき管内でも6%、7%という、借金をしないまちもありました。人口はどんどん流出しています。住みにくいから人口はどんどん減ってきます。一方で、きちっと住民の福祉や教育に投資をしているまちがあります。公債費比率は結構高いです。でも、そこは住みよいかから人が住んでいるのです。私は、住みよいまちをつくるのか、それともたくさん内部留保といますか、新たなものに挑戦をしないで、何もしないのが一番いいわけですから、何もしなかったら当然借金も公債費比率も下がります。それで、住みにくいからといってどんどん人がいなくなって困ったというまちがいいのかといえば、私は、きちっと国の制度を活用して住みやすいまちをつくる、そのことによって好循環が生まれるというふうに考えているところであります。

先ほどから公債費比率、確かに瞬間的に、おっしゃるとおり、高い時期がありました。それは、国の交付税が本当に縮小されて、当時20兆円あったものが12兆円まで減らすというような情報があって、うちでもピーク時は大体20億円から21億円近くあったものが12億7,000万円ぐらいまで落ち込むのではないかと。そういうシミュレーションの覚悟のもとに、合併しないということで、財政の危機突破計画をつくって、相当シビアな見直しを行ったわけでありまして。それは、そのときに下水道をやった、あるいは公営住宅を整備した、処分場をつくったからこれがだめだというふうに私は全く思っておりません。今ニセコが、少しでも前から見たらだんだん住みよくなってきているのは、そういう先人の皆さんがリスクを負って投資をして、これまでくみ取りばかりだったところに下水道を設け、文化的にも住みよいまちをつくってきた。その積極的な投資のおかげで、今ニセコが少しでも住みよいまちになったというふうに思っておりまして、これまでリスクを負ってでも住みよいまちをつくった当時の議会の皆さん、それから首長にも職員にも本当に敬意を表しています。これがなかったら、今ニセコは住みづらいまちが引き続き続いていたのではないかとというふうに思います。

借金、総額のことを言いますと、1億円減ったから1億円が町に残るわけではそもそもありませんで、当然地方交付税も、例えば過疎債だったら7割、辺地債8割が、その分、借金が減ると減っていきます。収入も当然減るのです。そうやって総合的に考えると、公債費比率だけにスポットを当ててではなくて、全体の財政バランスを見つつ財政運営をする必要があるのではないかとというふうに考えております。

それと、平均というのは日本人は安心しますので、真ん中にいると何となく安心ということはありませんが、おくれた地域がおくれた同士を見合って、その平均でいることに安住しているというこ

とは、私は町民は不幸ではないかというふうに思っています。日本中には本当に先進的に努力されているまちがたくさんあります。そのまちに行ってみると、何でこんなことができているのだと。こんなに福祉や教育が素晴らしいのだらうと。それは、リスクを負ってでも、当時の為政者なり皆さんが頑張ったからその成果が生まれているわけであります。何もしないのがいいというのは、私も役場へ入ったときいろんな方から言われて、行政は間違っただけで困る、新たな仕事はするな、おまえが仕事をふやしたら次の人にまた仕事がかかわっていくではないか、そこまで言われたことも何度もあります。しかし、財政全体、それからまち全体を見通しながらまちづくりをどうするかということでありますので、そこは細かなシミュレーションで14がいい、15がいいという話ではないというふうに私は思っております。

それから、これまでもずっと一貫して言っておりますが、16%自体、根拠のあるものでもありませんが、18%という国の一つの健全化の目安があります。そこはきちっと守っていきたいというのが私の基本的な考え方であります。できるだけ暮らしが豊かになって、そこで安心して住める地域をつくる、それが一番の最大の課題というふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） この際、午後1時まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 0時58分

○議長（高橋 守君） それでは、会議を始めます。

◎発言の取り消し

○議長（高橋 守君） 先ほどの一般質問の中で行政側からの報告がありますので、それを受けません。

町長。

○町長（片山健也君） 先ほど三谷議員さんからのご質問で、私のほうの答弁の中で、減災に充てる基金について、いわゆる財源対策債の償還に充てるという趣旨の発言を答弁の中でしてしまいました。減債基金におきましては過疎ソフト事業に充てるために積んでいて、臨財債については現在100%国が面倒見るということになっておりまして、その間違った答弁をしてしまいましたので、大変申しわけなく、おわびをして、訂正をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

それと、2点目であります。先ほど斉藤議員さんから厚生労働省からCCRCについて通知が来ているのではないかというふうに言われたと思っておりますが……

（何事か声あり）

済みません。それについては現在いろいろ調べているのですが、通知自体は発見されておりません。

あと、禁煙については。

(何事か声あり)

済みません。CCRC、間違いました。禁煙の通知が来ているのではないかということについては現在調べておりますけれども、現段階では発見できないというか、来ていないのではないかと思うのですけれども、再度書庫も含めて調査をします。どこかの省庁のようにないとかそういうことは言いませんので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 一般質問（続行）

○議長（高橋 守君） 一般質問。

三谷典久君。

○6番（三谷典久君） それでは、昼からの部で2つ目の質問をします。ニセコ町役場庁舎、防災センター整備計画の再検討について質問します。

これまでの役場庁舎建設に関する検討経過について質問いたします。1、これまでの役場庁舎再整備計画は、平成23年度の耐震診断から平成24年度の基本構想、平成25年度の防災センターを加えた検討、平成27年度に防災センター基本設計の委託が行われています。今回新たに再検討するという、その根拠は何か。

2、熊本地震は今回の役場庁舎、防災センター整備計画の再検討にどのような影響を与えているのか。

3、ニセコ町財政は役場庁舎を新築するのに十分余裕のある財政状況と考えているか。また、具体的な今後の財政運営をどのように考えているか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの三谷議員のご質問にお答え申し上げます。

1点目の庁舎、防災センターの整備について今回新たに再検討する根拠はということでもあります。また、2点目の熊本地震における役場庁舎、防災センター整備計画がどのような影響を与えているのかということについてあわせてお答えを申し上げます。

これまで役場庁舎建設の基本構想や防災センター建設の基本設計について検討してきたところでございます。国に対しても庁舎への支援を事あるごとにこれまで要請をしてきましたが、これまでには東日本大震災などの激甚災害指定地域以外は難しいとの回答でありました。しかしながら、平成28年の4月に熊本大震災による甚大な災害が発生し、庁舎などが使用できなくなったことを機に、国がこれまでの緊急防災・減災事業債という制度に加え、本年度から新たに市町村役場機能緊急保全事業として、耐震化されていない役場庁舎の新たな建設に対する起債に伴う地方交付税の優遇措置を制度化しました。これは4年間の時限付きの国の支援であり、この支援制度のよい条件を利用し、新庁舎建設の必要性があるものと判断させていただいたところでございます。

また、実際に熊本震災後に現地に行き、状況を視察した折、耐震補強した庁舎が地震により庁舎機能を失ったとの大西熊本市長などの説明を受け、本町の50年経過している役場現庁舎を耐震化することは、将来に禍根を残すものと判断をしたものでございます。

次に、3点目の現在のニセコ町の財政状況については、先ほどの質問にあった財政危機突破計画を含めたさまざまな取り組みによる歳出効果や、過去の着実なインフラ投資をもとにした人口、観光入り込みの増による町税収入の増加により、改善の方向に進んでいるものと考えております。この現状を継続していくことにより、今後も庁舎整備に向け、さらなる基金積み立てを図り、財政負担の軽減を図っていくことが可能であると考えておりますので、ご理解をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 初めに、当初は私も耐震改修で対応すべきだと考えていました。しかし、議員協議会、およそ10回ほど開いた中で検討を重ねまして、総合的に検討した中で建てかえに賛成の立場に変わったのが事実です。午前中の質問の答弁を聞いてちょっとぐらついた部分があるのですけれども、それは置いておきまして、ただし、町財政に関して提案された方針があります。基金の積み立て、それから起債の5億円の枠、それともう一つは、毎年議会が財政をこれまで以上にチェックしていくという、この3点が非常に重要であると考えた上での賛成であるということを申し添えておきます。それでは、質問に戻ります。

今回の役場庁舎の検討経過は先ほどの町長の答弁である程度わかりました。平成23年度から始まって、平成27年度に防災センターと庁舎の耐震改修の基本設計ができ上がったわけです。つまり、長い時間と経費をかけて、平成27年度の基本設計が結果としてでき上がったわけです。それを今回再検討するのに当たって、私は十分な議論がなされていないということが問題であると思ってこの質問をしています。

どういうところに問題があるかということなのですが、基本的に耐震診断から、この庁舎はそのままではだめだということは明らかであって、耐震改修するか、あるいは建てかえるか、簡単に言いますとそのどちらかしかないわけです。そうすると、財政を考えて、耐震補強がいいのではないかという意見もあるし、この際だから、財源も国の制度があるし、建てかえたらどうなのだという、そういう意見ももちろんある。さまざまな意見が想定されるわけです。そのときに、耐震改修、建てかえて新築した場合のメリット、デメリットがあるわけです。当然新築の場合はお金がかかります。だけれども、大きさもスペースも十分だと思う。耐震の場合は安く上がりますけれども、一番の問題は、スペースがある程度限られてしまう。防災センターをつくっても、そこで全ての部分を賄うことはできませんから、そういった部分があります。そしてまた、耐震改修も、20年と言われてはいますが、場合によっては10年かもしれないし、そういった不安要素もあると。

さらに、先ほどの質問の答えの中にも、町民のためのものだと。町民の意見ですとか職員の考え、そういった全体の議論がされて、優先順位として、例えば新築が一番であるけれども、こういう欠点がある、2番目は耐震である、あるいは大規模改修でもいいです、いろんな案を持ってきて、その順位づけをして、さあ、どうでしょうというのが本来の議論の進め方ではないかと思うのです。ところが、ここまでを見ていると、残念ながら先ほどの再検討する理由というのが、国のそういう制度ができて財源が確保されたことが1つ。それから、もう一つは、熊本地震からの教訓であると。その2つです。十分な議論がされていないで、結局財源が国の制度で確保されたからその事業

に飛びつくというふうに見えてしまうわけです。十分な議論がされていないところが問題だということをもっと指摘しておきたいということが1つ。

それから、熊本地震に関してなのですけれども、先ほどのあれでは、庁舎機能を失ったということもされていましたが、過去の説明においては、耐震改修が不十分だった、あるいは倒壊したとかそういったようなことを連想させるような言い方を町長はしていたと思うのです。それはやっぱり間違いであると。そういうことをしてはいけないのだと思います。熊本地震に関しての公的な報告という中では、耐震改修済みの鉄筋コンクリートづくり等の建築物で倒壊、崩壊を生じたものは報告されていないというのです。つまり、耐震改修が目的を達したということだと思えるのです。だから、耐震改修そのものがだめだというような考えを町民に植えつけるような、そういう世論を誘導するようなやり方はしてはいけないのだと思います。そうしないと結局は、初めから新築しかないような、そういう議論の持っていく方になってしまうと思います。そういう意味で、熊本地震に関しての説明というのは不十分だったのではないかと、そこが非常に私は問題があると思っています。

それから次に、ニセコ町の財政です。十分余裕のある財政状況かということなのですけれども、まず地方債の残高が平成29年度で74億円ですか。それから、公債費償還額が8億8,600万円であると。過去においては、起債残高は最高で110億円ぐらいあったし、償還額にしても11億円ぐらいあった。そういったことから考えると、改善されつつあるというのはわかります。それは明らかだろうと思う。しかし、実質公債費比率、先ほど余り数字ばかり言うなみたいなことを町長言われましたけれども、ここはやはり大事な部分でありまして、実質公債費比率は14%が続いているわけです。やっと13.8%に下がったと。つまり、まだまだ油断できる状況ではないわけなのです。だから、ここまで下がった、あるいは起債残高が減ったから大丈夫です、安心ですというだけではまずい。

そこでお伺いしたいのが今後の対策ということになるのですけれども、基金の積み立て、それから起債の枠、そういったものをもう一度きちんと町長のほうから、どのような対応を今後考えているのか説明していただきたいのが1つと、それから今後の財政シミュレーションにおいて考えなければいけないのは、役場庁舎をつくる。そこで12億6,000万円起債しなければいけないわけです。防災センターの5億円分は平成32年までの起債計画の中に入っていますので、新たな起債は12億6,000万円の本庁分だということだと思えます。それが平成32年です。それから、平成36年には国営農地再編整備の償還がある。その分の起債が始まると。この32年と36年において、今の起債残高はどのように減っていったら、今言った2つの事業において残高がどれだけ高くなって、償還額がどれだけになるのか、その辺のシミュレーションを簡単に説明していただきたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） まず、1点目の件であります。財政全体のことについては全体のバランスを見ながら、議会議員の皆様初め町民の皆様に丁寧に説明、これまでも「もっと知りたいことの仕事」の説明会、町民講座、それから年に1回は大体財政の町民講座もやってきたと思いますし、その辺はしっかり、情報公開、情報共有するというのが我々のまちのポリシーでありますので、そのことはしっかり行っていきたいというふうにも考えております。

それから、先ほど言われました今後の財政シミュレーションであります。元利償還金で現在の財政シミュレーションの中では、平成28年度が8億9,700万円、平成29年度、こしが8億8,600万円予定されております。庁舎建設後の話であります。32年からになりますか、償還が8億5,300万円、以下33年が8億7,200万円、8億7,200万円が2年続きまして、35年が8億4,700万円、そして以下は7億3,400万円、37年以降は順次減って、37年には7億2,100万円、以下、38年以降は6億4,000万円というような流れであります。これは先ほど三谷議員おっしゃった5億円ぐらいを標準とした場合の積算でありますので、3億円の年もあるかもしれないし、8億という、制度によっては増減するということがあるのではないかと思います。

ただ、1点だけ、公債費比率というものはどういうふうに変動するかと考えたときに、基準財政需要額で標準財政規模というのが決まってきます。標準財政規模で公債費というのは大きく振れていきます。それは、我がまちがどういうまちであるかという、標準財政規模というのは毎年さまざまなシミュレーションによって、国の地方財政計画の影響を受けて変わっていきます。28億円のまちとして全体の基準財政需要額とかいろんなものが積算されるのか、それとも国の財政が、極端に言うところ地財ショックのときはそういうことがありましたけれども、ニセコ町は23億円のまちだと。あるいは24億円のまちだと。それでできると決めてしまうと、標準財政規模が変わります。当然、公債費比率というのは上がっていきます。だから、当初我々は18%、16%、17%の時代、一部ありましたけれども、それは当初からわかっている話で全部やっていたのです。

ところが、国のそういう基準財政需要額の大幅な変更、財政ショックがあつて、結果的には公債費比率が上がったということでもありますので、その辺はとにかく国の骨太の方針あるいは国の翌年度の財政の状況、そして地方交付税総額が実額として本当にどれだけ見られるかということをも十分留意を払いながら、極端に言うところ、こしの大体6月、7月から財務省に出されて、財務省が12月までに地財計画の大幅なものを決めます。その中で我々の予算を組む中で、国が相当厳しいことを言ってきたら厳しいなりの予算を組まざるを得ない。どうしても国の影響を受けざるを得ないので、そこは慎重にやりつつ、そのこともきちっと住民の皆さんにお伝えをしながら財政運営してまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それと、熊本地震での報告について、言ってみれば一部印象操作のようなものがあつたのではないかなという趣旨かなというふうには思っておりますが、私はそんな気は全くありません。職員にも言いましたけれども、率直に益城町含めていろんな庁舎が全く使えなくなつたと。驚いたのは、斜めになってテレビに映つた庁舎が実は耐震化していたところだつたというのを現地に行って初めて知ることになりました。そういった中で、想定外と言っているのかどうか分かりません。想定外のものにも対応できるというのは新築しかないのではないかと。そういうものを確信を持って帰ってきたので、誤解を招く表現になつたとすれば大変申しわけなく思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 耐震に関してのことですけれども、全く使えなかつたというのは確かにそうなのかもしれません。ただ、耐震補強、耐震改修というものを考えた場合にはそれではまずいと

思うのです。だから、倒壊したとか崩壊したということがあるかないか、耐震補強の本来の目的を達したかどうかということが大事であって、それでなければ耐震改修するという案は初めから考えないということになってしまうわけです。それではまずいのではないのでしょうか。新築案もあるし、耐震改修という案もあるのだから、耐震改修があるのだということは、耐震改修の意味をそれなりに認めなかったらだめですよ。耐震改修の意味を認めないからこそ、耐震改修はだめだから新築だということになってしまう。そういうような議論の仕方はおかしいのではないですかということをお私言っているわけです。

それから、次は、実質公債費比率とかそういったことなのですけれども、国のそういったいろんなものがあるから数字が変わるのだと。そんなことはわかっているのだということかもしれませんが、私が言いたいのは、先ほどの質問でもそうですけれども、18.5%あるいは18%に近い状況のときは、ニセコ町の町民生活に影響しやすい状況になったのですよ。それは原因として、歳出において償還額が多くなった。それはもともとは起債が多くて、借金がふえたからですよ。そこを見なければいけないのではないですかということをお言っているのです。そこを素直に、ああ、そうですねと言ってくれば別に問題ないのですけれども。

それから、今後のシミュレーションということになりますと、先ほどの町長おっしゃったことは、確認したかったですけれども、恐らく使っているデータは同じだと思うのですけれども、最終的な平成29年度の起債残高は74億円で、公債費の償還額が8億8,600万円、ここからスタートしますよね。その後の平成32年に12億6,000万円、役場庁舎に関して出ますよね。それから、平成36年には国営農地に関してあるわけです。結局、それぞれの時点での起債残高が今以上にはふえないのだということをお言いたかったのだと思うのですけれども、確かにそのとおりなのです。それから、償還額にしても、それらを考慮した場合のその間のピークが8億8,600万円、今ぐらいなのです。そういう意味では大丈夫だろうということだと思っております。

ただ1つ、説明が混乱しているのかなと思うのですけれども、起債を5億円に制限しますよね。それを全部ひくくめた中での起債残高と償還額もそれでいいのかなどうか。先ほどの説明は、その前の平成33年以降のインフラとかいろんなのもっての起債の場合は5億円いかないのです。それでもっての説明なのか、最終的に5億円を使った場合の財政シミュレーションがどうなっているのか、もう一回確認したいということが1つです。

それと、議会としてこの間、2月28日に説明を受けた後議員協議会を10回開催して、役場庁舎問題を検討してきたわけです。特に町財政に及ぼす影響を中心にして検討して、その間、各議員がそれぞれの意見を述べ合いながらこの問題に取り組んで、それなりの結論を出したと思っています。このような議会の取り組みそのものを重く受けとめてこれから対応していかなければいけないというふうにお思うのですけれども、これまでの議会のこういった検討結果に関して町長の感想をお聞きしたいというのが1つ。

それから、シミュレーションにおいては恐らく起債残高はだんだん減ってきますから、そして償還額にしても5億円の起債の枠をやっていけば多分それなりの安全性があると思います。ただ、それはあくまでそのシミュレーションにのっとってということでありまして、問題は、例えば公共施

設総合計画の公共施設あるいはインフラ整備において事業をいかに平準化していくか、あるいは突発的な支出、そういったものがあるわけです。そこで、基本的に事業を取捨選択して、あるいは優先順位をつける、その辺を明確にした財政運営をやるのだという、そういう首長の覚悟、それがどこまであるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） いっぱいご質問いただいたのですけれども、借金がふえたことも要因でしょうということについては、それはそのとおりでございます。ただ、当時そういうことも想定していないのかというと、それは違うということだけは役場の中で見ていましたので、その辺だけのご理解いただきたい。そのときのリスクを負う投資があったから、今、例えば下水道ができて、そういうことができたということも一方でご理解いただきたいというのが私のこれまで言ってきたところであります。

それから、議会のこれまでのご議論、本当にありがたく、貴重に受けとめております。それで、我々の職員も誠心誠意、議会の皆様から言われた資料づくりも行って、何一つ包み隠さず申し述べてこういった判断をいただいたということはありがたいと思っています。我々もそういう議会の皆様のご議論を注視するというので、職員間の議論、それから町民に対しての説明も一切停止して、議会の皆様のご意見が出て初めて住民の皆様初め役場の中のプロジェクトも動かすということを内部で決めたわけでありまして。したがって、住民との懇談につきましても、議会の皆様のご意見を受けて、これから誠心誠意行ってまいりたいというふうに思っております。

それから、財政に関する町長の覚悟ということでありまして、これは執行方針でも述べさせていただきましたとおり、不転換の覚悟で執行方針も出させていただきます。ですから、議会の皆様に対しても誠心誠意、思いも含めて財政の考え方も述べさせていただきますし、私自身も、ニセコ町をよくしたい、そのための財政バランスはどうあるべきかというのを絶えず日夜考えながらお出ししているものでありますので、そこは真正面から言われたことを受けとめて、しっかり財政運営、将来に禍根を残さない、その時々真剣な分析を行いながら、情報公開をして進めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 次に、竹内正貴君。

○5番（竹内正貴君） さきの通告に基づきまして、私からは2件質問いたします。1件目は、ニセコ町ローカルスマート交通についてであります。

5月の臨時議会において自治創生費の地域公共交通最適化検討業務委託料484万円が平成29年度分として通りました。この事業は3カ年の事業と聞いておりますが、平成28年度の調査結果で公共交通空白地域が明らかになり、デマンドバスの運行が多い区間や乗り合いタクシー等を導入することが提案されたとありました。平成29年度は、町民アンケート調査、観光客アンケート調査、人やものなど遊休資源調査を行い、結果を踏まえ、運行シミュレーションを年度中に行いたいとのことですが、予約で断られることの多いと聞きます郊外部、遠距離の住民の不満は多いようであります。遠距離の住民の利便性を考えた運行が必要と考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの竹内議員のご質問にお答えいたします。

地域公共交通の最適化を進めるため、昨年行った検討業務においても、特にデマンド交通にこつとBUSのお断り件数なども調査をしております。これにより、ある程度の傾向や課題を見出したところがございます。今年度はさらに個別の聞き取り調査などを行う中で、生活及び観光の両面からの地域内交通の最適化に向けた実態調査と解決手法を見出せるよう努力していきたいと考えております。ただ、デマンドバスの予約がとれないというお断り件数の解消は、猶予できない喫緊の課題であるというふうに考えております。このため、今年度は調査のみとせず、並行して、こうした喫緊の課題に向けて試験運行についても早期に着手できるよう検討し、作業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 今町長のほうから、予約を断る件数が平均100件程度あるのだよというお話をお伺いしたところでありますが、この調査については、予約の断りというのは当然調査していく必要はあると思うのですが、お客さんから車が迎えに来た状態で断るという場合もあるやに思います。その辺の状況なんかも調べているかどうかをお聞きしたい。

それからまた、時間的に、特に朝の7時台、15時台、それから19時台の運行がお断りを出す時間帯だとお伺いしているのですが、この時点でのスクールバスの利用状況、これらもどうなのか。当然混乗できるということなので、こういうところにも利用する価値があるのではないかと。そして、特にスクールバスなんかにつきましては、時刻表、それから停留所の場所、また町道ならどこでも乗れるのだよというようなところでのPRももっと必要ではないかという感覚がするのですが、いかがだろうかという点。

それからまた、予約を断って、こういう形になって、それも十分喫緊の調査としてやるということですが、郊外部の高齢者は大体1回から2回断られると、まあ、いいかと。もう利用できないかというようなことで諦めてしまう人もいるようなのです。こういうようなところから、観光客の面も大事ですけれども、昔からニセコの景観を守り育ててきた、皆さん先人ですから、その人たちのことも考えると、利用方法として、特に免許の自主返納をしたり、それから障害者なんかの交通弱者を思いやる政策を、もっとこの辺は踏まえて考えていってもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず初めに、お客様のほうが断るという状況ということについては現状調べておりませんので、これは聞き取り調査、それからアンケート調査の中でぜひそのことについても触れた形で調査をしてまいりたいと考えます。

それから、今の現状からいくと、スクールバスとの絡みでどうなのだということが1つありました。私のほうからお話しできるのは、町内全体の最適化ということを考える中で、その辺のところについても検討をしていかなければならないだろうと考えております。

それから、郊外部の距離の長いところで、もともとここに住んでいらっしゃる、観光客ではなくて生活者という目線を十分に考慮しなければならないのではないかとこのところは、まさにそのと

おりだと思えます。観光客に偏った調査をするつもりもありませんし、先ほど町長のほうからお話し申し上げましたように、観光と、それから生活面と両面の最適化という考え方の中で進めてまいりたいと思えますので、そちらのほうもできる限り考慮してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 先ほどの質問の中で、交通弱者へのもう少し思いやりですとか、あるいは自主返納をご高齢の皆さんがしているものに対する支援なんかも、町村によってはそういうことをやっている自治体もありますので、それらも検討したらどうかというようなお話かと思えます。これらにつきましては、現在、全体の調査を昨年からずっとやっております、福井線という蘭越から走ってくる定期バス、それから現在、冬場に向けてニセコバスさんとこれから協議を開始するというので、1回だけ協議を受けておりますけれども、千歳、札幌に行く直通バスがこれまで出ているのですが、その発着をニセコにすることによって、例えばニセコ、藻岩、アンヌプリ、ヒルトン、ヒラフから千歳空港、札幌へ、そこにニセコ町民が乗れることになって、順に行くと、朝行きたい8時、9時台の山方面、1つ解決するとかありますので、既存のバス路線との調整というものをやっていきたいというふうに思っております。

それから、スクールバスの混乗状況についてももっとPRしてはどうかということにつきまして、教育委員会等とも協議しながら、どの程度のことができるか、それについてはまた相談をしたいというふうに思っております。教育長のほうからあればお願いします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 私のほうからもスクールバスの利用につきまして簡単に述べさせていただきますけれども、教育委員会のほうでも現在の混乗の状況についての把握というのは、正直言いまして把握しておりませんが、実際お年寄りの方を中心にスクールバスを利用しているという様子については見受けられますので、利用していただいているのだなということでもあります。児童生徒が利用するバスということで、結構転入状況が、1年間の中でも途中から転入するということもありまして、できるだけそれには対応しようということで、1年間の中でも停留所については多少ふえたりということも事実ありますので、その都度知らせるということはなかなか難しいかなというふうに思いますが、一般住民の方への周知の仕方というのも今後どのような方法があるか検討してまいりたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 次。

○5番（竹内正貴君） スクールバスの関係も、住民の乗っている方のその辺も調査してもらうのも必要だろうと思うのです。特に公共交通機関というのは、路線バスの運行から外れている地域の人たちというのは、そういうのを利用しないと来れない場合もあると思うのです。デマンドバスに電話したら断られてしまった。そうしたら、何とか病院に行きたいのだけれどもどうしたらいいかといったら、朝の一発目のスクールバスに乗るとかということも考えられるので、その辺は町としても調査はもうちょっと綿密にお願いしたいと思えます。

それから、3月の定例会において同僚議員のほうから一般質問で、交通弱者と言われる方々の声

を聴取し、反映させる具体策はあるのかという質問がされたと思うのです。その返答として、高齢者団体の代表の方々や身体に障害のある方々を構成員として入っているニセコ町地域交通活性化協議会を開いてきっちり意見聴取するという回答があったのですが、その後これの結果とかというのが出ていましたらお教え願えればと思います。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 活性化協議会についてはこれから開いて、やるということなので、そこで今意見聴取しているわけではございません。ですが、それももちろんやりますし、それ以外の部分でのヒアリングの中でも、今のことについてはやってまいりたいと思います。

○議長（高橋 守君） 次の質問に関して、報道機関である北海道新聞社から質問の途中で写真撮影の許可を求める依頼がありました。

お諮りします。これを許可することにしたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

報道機関の写真撮影を許可することにします。

次の質問。

○5番（竹内正貴君） それでは、2件目、町長選挙についてであります。

任期満了に伴う町長選挙まであと数カ月となりました。庁舎建設や国営農地再編事業など、やりかけの事業がたくさんありますが、現町長として次期に向けての所信を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） お答えいたします。

本年10月8日にて私の2期目の任期が終了いたします。町長に就任以来8年間にわたってニセコ町まちづくり基本条例を心に刻み、職務に邁進をしてまいりました。この間、町民の皆様、町議会の皆様には大変なお支援を賜りましたことに対し、衷心より厚く感謝を申し上げます。また、時代の転換点とはいえ、職員にはまちづくりのため献身的に業務に邁進いただきましたことに対しても感謝したいと思います。加えて、これまで国や北海道を初め、数多くのニセコ町を応援いただきました皆様にも厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本年の町政執行方針でも、現在ニセコ町が取り組んでいる各種の事務事業について報告をさせていただきました。一例を挙げますと、国営農地緊急再編事業、環境モデル都市の推進、役場庁舎や防災センターの整備、学校等各教育施設の整備、協議途上にある各種事業所の本町への進出交渉、さらには住宅対策や子育て環境の拡充など、解決しなければならない課題が山積をしております。また、将来にわたって持続する経済、環境のまちづくりを進めるため、地産地消を初めとする地域資源の循環、地域のエネルギーを活用するエネルギーの循環、地域の経済自立に向けた経済の循環への取り組みなど、今後さらなる強化が必要となっている取り組みもございます。

こうした諸課題を解決し、先人が築いてこられたニセコの価値をさらに高め、次世代に引き継ぐ道筋をつける責務が私にあるものと覚悟をしているところでございます。今後、皆様方のご意見をお伺いした上、町民の皆様のご理解とご支援をいただけるならば、来るべき町長選挙に立候補させていただきたいと考えております。何とぞご意見、ご叱正を賜りたくお願いを申し上げ、答弁とさ

させていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） これにて一般質問を終了いたします。

◎日程第6 議案第15号

○議長（高橋 守君） 日程第6、議案第15号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第15号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第16号

○議長（高橋 守君） 日程第7、議案第16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第17号

○議長(高橋 守君) 日程第8、議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定についての件を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第18号

○議長(高橋 守君) 日程第9、議案第18号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第19号

○議長(高橋 守君) 日程第10、議案第19号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第20号

○議長(高橋 守君) 日程第11、議案第20号 ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑ありませんか。

篠原議員。

○7番(篠原正男君) 本条例にかかわりましては、年度当初の町政執行方針にも述べられておりましたが、また「もっと知りたいことしの仕事」の中にも盛り込まれているということではありますが、町長にお伺いしたいのは、次の議案とも関連するのですが、施行日が10月1日からとなっておりますが、なぜ10月1日から施行されるのか、町長はどのような観点でこのようにされたかお伺いいたします。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 子ども医療費の助成につきましては、議決をいただき、あるいは予算化を含めて議決いただいて、今回その予算化が成立したことを受けて条例を出させていただいて、制度として確立するということですので、これから医療機関と関係機関と調整をして、一定の合意形成いただいてその範囲を決めていくとかという作業がありますので、それで10月という日を決めたわけでございます。不足があれば担当のほうから説明させます。

○議長(高橋 守君) 折内課長。

○保健福祉課長(折内光洋君) お答えいたします。

今町長も申しましたとおり、一番最初の4月1日から施行しなかった理由でございますけれども、まずは協定、これは医療機関との協定となりますが、調整期間、いわゆる窓口でお金を払ってこないで受診ができるというようなところの現物給付の調整、これの病院との了解をとるような作業があるということで、まず期間を置いております。また、町民への周知期間、これらも設けたいということ。または、今度新たに受給を受ける場合に受給者証が必要となりますので、受給者証の一斉更新に合わせながらこの交付を行っていきたいということで考えております。また、住民票がニセコにございませんけれども、マル学の制度というものを利用して医療保険を受けている方もおりますので、これらの周知、確認にも期間が要するというので、4月の1日から施行としなかった理由となります。

以上です。

○議長(高橋 守君) 篠原議員。

○7番(篠原正男君) 先ほど私が質問いたしましたのは、町長はどのような視点でこの施行日を附則で定められたのかということをお伺いしました。となれば、いわゆる手続上の問題でこの施行

日を定めたのか、そうではなくて、逆に町民の、もしくは該当する子どもたちの親の立場に立ったときにはどのようなことが求められてくるのかというあたりの視点がなかったのではないかというふうに考えるから今回の質問を行ったわけでございます。といいますのは、いわゆるテクニックの問題ですから、10月1日ではなくて、私は4月1日に本来さかのぼって遡及適用してこの事業は進めるべきではないかなという考え方を持っておりました。北海道や国の諸施策と連動して10月1日になったものかというふうに考えておりましたら、どうやらそうでもないらしいというのであれば、町の全く単独の事業であれば、直接の受益者である町民の目線に立った施策というのがここで展開できたのではないかというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 議員ご指摘のとおり、早くやるということのほうが、それはそのとおりだと思います。ただ、予算ですので、議会の議決をいただいて、そして条例の制度となって初めて施行するということでもあります。ただ、マイナスでないので、遡及できないかということでもあります。その場合は、例えば領収書の問題、住民への周知、何でそれだったら早く言ってくれないのか、当然いろんなトラブルが想定されます。そこはしっかり手続を病院もしていただく、それから住民の皆さんにも周知をするということで、期間としていろいろ調整すると最短で10月1日から、それが一番いいのではないかということで10月1日施行というふうにさせていただきましたので、それ以外は全く他意はありませんので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） ただいまの町長の回答とダブる部分もございますが、再度原課側としての考え方をお示ししたいと思います。

まず、高校二、三年相当の子どもは、既に15歳の受給を外れて資格が喪失している状況でございます。施行期日に限って今回、15歳を超えますと今高校1年生になっておりますけれども、1年生相当だけに適用させますと、2年生、3年生はあえて高校生の表現をしておりますが、不公平というような形も生じると。それと、先ほどまさに町長も言うておりましたが、このことにつきましてはことしの「もっと知りたいことしの仕事」、パブリックコメント、さらには町長の3月の執行方針の中で10月の施行ということでお話をしております、パブリックコメントに関しては特に意見はなしという回答をいただいております。今後、先ほど町長も言いましたように、領収書のあり、なしの部分で不公平感等が出るということで、原課もこの辺については検討しながら10月1日の施行としております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 理由についてはわかりましたが、それはあくまでもテクニックの問題であろうと私は思うのです。というのは、領収書がある、ないというのは、逆に言うと、これから病院と交渉して10月1日から施行する。では、病院が4月から支払った分については、病院の中で町とのやりとりで何とかならないかとかという、その辺のことの検討というのも十分成り立つのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 今ここで病院等の関係についてははっきり申し上げられませんが、その部分につきましても一旦病院代を支払っている形になりまして、今までの経過におきましても領収書のないものにつきましても、領収書の再交付というのは非常に病院側もトラブルになっている状況もございます。その部分も含めて調整はしてみますけれども、現段階では今までどおりの10月1日の施行と考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） このこども医療費を18歳まで引き上げる件なのですが、この議会定例会議案の中の101ページのところで第2条に、この条例においてこどもとは満18歳に達する日（誕生日の前日）以後最初の3月31日までの者をいう。その後のただし婚姻している者を除くという条項があるのですけれども、日本では正式に結婚、女性と男性の現在において婚姻届を出す年齢というのは女性が16歳、男性が18歳というふうになっていると思うのですけれども、昨年からの年齢を女性も法的に婚姻届を出すのは18歳にすべきではないかという議論があって、そしてそういう方向にいくということ聞いておりますけれども、いずれにしても男性の場合は18歳で正式に婚姻届を出せるということになると、婚姻届を出しても18歳までは子どもというか、認められるわけです。医療費。そして、当然法的に結婚届を出した人を対象にしていると思いますので、女子だけが16歳で結婚届を出した場合は現段階で該当しないということになると思うのですけれども、そういう婚姻年齢を引き上げる議論を去年からしている段階で、第2条の婚姻している者を除くという一文をあえてどうしても入れなければならないものかどうか伺いたいと思っています。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 今の18歳までに関しましては、これは男女の差をなく考えております。それで、基本的に16歳で親権、親の同意があれば女性は婚姻ができるということにはなっております。ただ、こども医療費の部分でございますけれども、まず第一条件で、条例中、医療費の助成は保護者に支払うということでニセコの医療費の助成に関する条例はなっております。ここでいう保護者、親となりますけれども、親権を行う保護者、親、そういうのは、親権を行う者または後見人その他の者で、現に子どもを監視する者という定義が1つございます。親権ですけれども、未成年の子を監視、養育し、子の財産管理をする権利ということにもなっております。そういう方に医療費の助成、保護者としてニセコ町は払うということになっておりまして、

婚姻した場合、成年擬制という言葉がございまして、17歳でも16歳でも婚姻することによりまして成人とみなすということになります。民法上で成人とみなすことになると、親の養護する権利をなくしまして、本人方を、親ではないのですけれども、成人として見るものですから、この方々には助成をしないという理解でございます。ですから、男性と女性、18歳というよりも、婚姻した場合大人になったという要件で支給しないという意味合いでございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 折内課長のおっしゃることはわかりますけれども、現実問題として今、最初に申し上げたように、男性が法的に結婚できる年齢は18歳ですから、医療費が男性に関しては18歳まで該当する。多少の何か月かのずれはあったとしてもなると思うのですけれども、当然法的に婚姻届を出した者に対して該当することになりますので、女子だけが16歳なり17歳なりに正式に婚姻届を出した場合に、女性だけが子ども医療費には独立した者として該当しないということになるわけです。でも、先ほど申し上げたように、今、議論の最中なのです。選挙権を引き上げたとかいろいろな関係で法改正をしようという段階なので、それをあえてここに載せる必要があったかどうか、そこを伺いたかったのです。わかっただけならと思うのですけれども、そうでなければ来年度も法改正したときにこれまた改正しなくてはいけなくなりますよね。あえてどうしても載せる必要はあるのでしょうか。そこをお聞きしたいのですけれども。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 基本的には現法でいきますと18歳、これは男女に関係なく、婚姻しなければ当然子ども医療費の対象になりますし、18歳未満で婚姻した場合、男だろうが女性だろうがこれには該当しないという判断をしております。また、女性の婚姻年齢が18歳になった部分につきましても、この部分につきましては未成年でなくなったという判断で条例改正なりしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

（何事か声あり）

失礼しました。法改正がなれば法改正になります。

以上です。

○4番（斉藤うめ子君） もう一つ。今の折内課長の答弁でしたら、16歳でも17歳でもとおっしゃっているのですけれども、男子は法律上18歳にならなければ結婚できないという法律がありますよね。女子に関しては16歳となっているのですけれども、男性に関しては16歳、17歳では結婚が認められないのです。女子だけが現在の法律に従えば16歳、18歳でした場合はもう子どもではなくなるから該当しないのですけれども、今その議論をやっている最中なので、男女ともに同じ年齢に引き上げられる可能性、去年から議論していますので、ですからここにあえてこの文言を入れる必要があったかどうかということを伺っているだけです。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 大変失礼しました。私の解釈も間違えました。基本的に法の改正がなれば当然この条例も改正していくということになります。よろしいでしょうか。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号 ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第21号

○議長(高橋 守君) 日程第12、議案第21号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第21号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第22号

○議長(高橋 守君) 日程第13、議案第22号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） 29年度補正予算の中の15ページなのですけれども、臨時福祉給付金（経済対策分）についてももう少し質問したいと思えますけれども、90万円を補正予算で上げています。この中身についてももう少し詳しく説明していただきたいと思っています。90万円というのは合計で60人分になるのですけれども、60人分というのはかなりの人数、最初の見積もりからは違ってきていますので、これについてももう少し説明していただきたいと思えます。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 現行ニセコ町の臨時給付の交付につきましては、一旦は3月31日で終了しております。しかしながら、終了後におきまして、例で挙げますと、例えばニセコ町に1月1日に住所がありながらニセコ町にいなかった場合ですとか、または今回やっているところに気づかず申請がおくれたというようなことが電話等の問い合わせ等ございまして、若干原課のほうでも調べております。

ただ、この臨時給付金に関しましては個人の所得に関する個人情報に非常に高い部分もございまして、今までのニセコ町の交付金の申請状況、決定状況、それらを再度鑑みまして、原課のほうで調査を実施しております。その中におきまして、原課のほうでは約45件ほどの方々がいるのではないかなという試算をしております。ただ、今般4月1日以降に内閣府等でテレビコマーシャルを随分行っておりまして、カクニンジャというようなわかりやすい放送等ありまして、まだこの部分にも忘れていらっしゃるかなというようなことも鑑みまして、60名分、1万5,000円掛ける60名の90万円、これを補正しております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） 私としては、申請漏れした方を復活したということは非常に良かったとか、賛成とか、しています。ただ、なぜこれだけの人数が生じたかという原因とか、それについてはまだ、今お話あったように、調査中ということでしょうか。ぜひ今後のことも考えて、しっかりなぜこういうことになったのか。どうしても説明が長くなりますので、急にこういうお話を出しても皆さんにはぴんとこないかもしれませんけれども、厚生労働省が24年度に行った臨時福祉給付金、要するに消費税が上がったことについて、経済的に少ない方たちに対して救済策として、今回は5回目だったわけです。非課税者に対してお金を払っていったのですけれども、ただ、前の段階のこと、1回目、2回目、3回目、4回目までは私はわからないのですけれども、今回5回目に関しては、いつもずっともらってきたのに何で今回もらえなかったのかという方が出てきたわけです。それがきっかけになって、二度と復活はできないと言われたのですけれども、いろいろと厚生労働省とも何回も話しました。それから、町長ともお話ししたと思えますけれども、調査してもらった結果、未申請、当然もらえる対象者であるはずの人がたくさん出てきた。四十数名ということはすごい件数だと思うのです。

個人情報保護条例の問題が絡んでくるのですけれども、これについても、詳しく説明すると時間

になりますので簡単にしますけれども、税務課に依頼してしまえば何も問題はない。この知識というか、こういうのは厚生労働省がいろいろと指示して下さったので言うのですけれども、前回の3,000円分については保健福祉課が全部把握しているわけですから、そこから直接対象者に対してお知らせするというは何も違法にはならないということを厚生労働省はおっしゃっているわけです。一人でも多くの方に、厚生労働省としてはこのお金をお渡ししたいということを何回もおっしゃっていました。担当者の方たち、3人メインでいるのですけれども、その方たちも皆さんおっしゃっていました。ですから、今回こういう救済、復活したということは、私は大変評価しております。ただ、なぜこんなことになったのかということは、今回だけ私、たまたまそういう機会にぶつかったものですから調査したのですけれども、こういう問題については以前どんなことがあったのか、今後の問題も含めてしっかりその辺のあたり、情報難民とか情報弱者に関してこれから町もしっかりやっていただきたいなという思いで、いまだに原因はわかりませんが、それについてもうちょっと保健福祉課も調べていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 今のご意見に関しましては保健福祉課としましても、各実施要綱の例ですとか、例えばそのやり方、手順等につきましては独自にやっている部分ございますが、ある程度要綱を決めながら適切な申請、またその申請によって個人の所得判断、確認、それを行っているということで、今後もそういう形で間違いとかそういうことがないように、また1つの中には住民への周知の仕方、それらを精査しながら、交付金の事業があれば行っていきたくと思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） 今の部分でございますが、基本的にはご本人の了解を得なければ所得は確認できないことになっておりますので、その点は1点、きちっとこれは通達にもありますので、ご確認いただきたいというふうに思います。ただ、周知の方法ですとか、申請期間をある程度長くとるですとか、そういう部分については今後少し検証していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（斉藤うめ子君） 議長、ぜひ質問、今の林副町長の回答に対してぜひ。

○議長（高橋 守君） 短くだよ。

○4番（斉藤うめ子君） 短くですけれども、これは大事なことなので、とても。

副町長が今おっしゃったことは、町長からも皆さんからもお聞きしているのです。厚生労働省はこの給付金に対して、全国の自治体にちゃんとこういうやり方でやってくださいということを通達しているのです。私は、厚生労働省がどんな文章を出したのか、その方法について厚生労働省からくださいとお願いしたのですけれども、直接個人に送るわけにはいかないから、おたくの自治体の保健福祉課に聞いてくださいということなのですけれども、折内課長も去年のことなので、書類が出てこないかどうかわからないのですけれども、何度もおっしゃったのは、基本的には個人の所得を確認することはできないとおっしゃったのですけれども、ここが非常に大事なところで、ここに

も何回も出ているのですけれども、前回臨時福祉金を給付したところに関しては、ほかの自治体にも確認したのですけれども、そこには直接個人宛てに案内を出しても構わない、してくださいということを厚生労働省は指導したと言うのです。それと、自治体によってはこんな例もありますよということいろいろと教えてくださったのですけれども、イソガイさんという責任者の方だと思っておりますけれども、そのほかエノモトさんとかスズキさんとか全員とお話したのですけれども、ぜひ各自治体、一人でも多くの方に漏れなくもらってほしいということは何度もおっしゃっていました。

ですから、保健福祉課が税務課から情報を引き出すことはできない。だけれども、保健福祉課が税務課に対して、税務課は非課税の住民だとかいろんなことを全部把握していますので、こういうことをお願いしますと言ったら、税務課がお知らせの中に臨時福祉給付金、こんなのがありますよというところをお知らせで封書に送ることはできる。そういうこともやっているし、それから書類に書けるように、口座から名前から全部印刷してやったところも結構あるのですよと。自治体によっていろんなやり方があるのですけれども、そこまで便宜を図るために名前を入れて、口座番号を入れて送ってあるところもあるのです。各自治体で創意工夫をしているのです。前に申請した人がいれば、申請口座にちゃんと案内しているのです。そこまでやっているのです。ところが、ニセコ町は個人情報保護条例を盾にして、盾と言ったら言い方悪いかもしれませんが、それを理由にして1回ごと1回ごと、前のことは関係なくとおっしゃっているのですけれども、厚生労働省はきちんとかういうふうにしてくださいという指示を出したのです。それが今申し上げたことなのです。非課税の人に案内することはできますよと。税務課から非課税の人に案内することはできる。税務課はできる。だけれども、繰り返しになりますが、保健福祉課が税務課から、この人は非課税だとか所得が少ないとかという情報を取り上げることはできない。そういうふうになっているそうです。それで、厚生労働省としては一人でも多くの方にこの給付金をお払いしたいということを一生涯懸命熱心におっしゃっていました。

ですから、なぜこんな40人強、45人ぐらいの当然もらえる資格のある人がもらえなくてこういうことが起こったのか。今後の問題として非常に大変なことですし、はっきり申し上げると、ニセコ町はこれまでどんなやり方をしてきたのですかということ厚生労働省から言われました。反省してほしいということと言われました。厚生労働省からニセコ町に直接電話して指導してほしいと思っているのですけれども、そこまではお願いしていませんけれども、ニセコ町は3月31日で締め切ってしまった、復活は一切できないと切り捨ててしまったのです。ところが、新聞、宣伝、全部やってきたのは4月以降なのです。そして、28年度分ですけれども、29年度の7月31日まで、後志総合振興局の担当者にも連絡しましたがけれども、後志管内20市町村のうちニセコ町も含めて二、三の自治体以外は全て4月以降、締切を5月とか7月31日にしていると言うのです。町長は少しでも早く渡したかったと。その気持ちはよくわかるのですけれども、もらえない人が出てきた。今後そういう人たちに直接送られると思いますけれども、これは決して違法でも何でもありませんと繰り返し繰り返し言われました。私もメモとっています。ですから、なぜニセコ町だけが個人情報保護に違反することになるから1回ずつやらなくてはいけないのか。そうなると、前回の1回目、2回目、

3回目、4回目の問題も、私はどんなことをしていたのかなと疑いを持つような思いになっているのですけれども、これから高齢化していった弱者だとかいろいろなことがありますので、その辺のところはぜひ反省も込めて検討していただきたいと思います。まだ完全に調査したわけではありませぬけれども、これは大事なことです。まだ言いたいことはありますけれども。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） 独自にいろいろ調べられているようでございますが、我々としまでも各町村の対応ですとか厚生労働省の考え方もその辺確認をしながらまた少し検証してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 最初に、15ページの北海道自治体情報システム協議会負担金に関連してなのですけれども、きょうの道新の報道によりますと、別海町が国保税過大徴収ということで載っております。同じシステム協議会の中に入っていて、同じシステムを使っているまちとしての不祥事といいますか、事故だったものですから、この言うところのいわゆる国の後期高齢者医療保険料徴収の算定システムの設計ふぐあいによって、通知は来ていると思うのですけれども、本年1月から過去10年にわたってさかのぼって検証した結果、過大徴収や過小徴収があったと。ほかの町村、自治体でもこういう例が多々報道されているわけでございますが、まずニセコ町でこれらにかかわる調査をどのように行っているのか、結果がもしあれば教えていただきたいということと、次は19ページのポイントカードにかかわってでございます。

予算の説明の中でもたしか触れられたと思いますが、ポイントカードは加盟店の拡大が今後大きな課題になっていくのだろうというふうに思います。せっかく利用しやすいシステム、また町から多額の補助を投入しても、少しでも加盟店が拡大していかないことには、町の購買力の増になかなかつながりにくいのではないかなというふうに考えます。そこで、町として、このポイントカードの加盟店の拡大についてどのような方策でどう取り組まれていくのか、考えがあればお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） ポイントカードのほうを先にお答えをさせていただきます。

今回、ポイントカードのシステムの更新ということで、新しいシステムを導入させていただきます。これは、サービス向上を図っていくということが当然ありまして、機能的に新しい機材を入れることで、顧客、お年寄りの見守り機能を付加させていただいたりとか、あと外国人がふえておりますので、多言語対応できるような、そういうことにも対応できるシステムということで、タブレット端末を使ったシステムを入れさせていただくということを言っております。

これに関して根底にある問題の一つとしては、現存の機器が老朽化をしてきているということで、入れかえをしていかなければいけない。それともう一点、議員のご指摘のとおり、加盟店をふやしていかなければいけないというところで、加盟店にとっても機械を入れることにメリットがなければふえてまいりませんので、よりお客様が変わってきている中で使いやすいもの、機能をそれに合ったものを導入させていただくと。さらに、利用されるお客様がそのカードを持つということに意

義を感じていただけるようなサービス提供をしていくということが、まさに言われている加盟店の増強につながっていくと。そのようなところも考えて、今回の事業について進めさせていただいているというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 芳賀課長。

○総務課長（阿部信幸君） 補正予算とは直接関係ないのですが、別海町の関係で新聞紙上にあったということで篠原議員からご指摘ありまして、後期高齢者医療については、当町のほうは今のところ該当しないというふうに確認しております。

後期高齢者のシステムのエラーの中で、後期高齢者は全国一律のシステムでやっているのですが、国民健康保険税につきましては各町村独自でそれぞれのシステム運用を図っていると。篠原議員ご指摘のとおり、ニセコ町は北海道自治体情報システム協議会、こちらのほうのシステムを使っているということで、現状ニセコ町におきましても国保税の賦課の専従者給与の部分、その部分の繰越損失の部分の捉え方の間違いといえますか、システム上それはできないと。それは人の目でチェックするようになっていたというところの把握の違いに応じまして、当町においても賦課誤りが発生してございます。こちらにつきましては、うちのほうでも調査をずっとかけてきて、調べ上げたところでございます。現状の賦課と同時進行にしてきたという状況がありまして、おくれさせながらなのですけれども、6月の当初賦課と同時に追加徴収の分、それから還付の方ということで個別に、還付の方には郵送、追加徴収の方には直接私が出向きまして謝罪した上で、ご納付いただくということでご了解をいただいているところでございます。今回、議会の資料に間に合いませんでしたので、次回の行政報告等で詳細についてご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 最初に、国保税にかかわっては後日詳細報告があるということでございますので了解いたしましたけれども、調査というのは1月1日から過去10年にわたってさかのぼって調査をしたのかどうか、そここのところをもう一回お聞きしたいと思います。

それから、ポイントカードにかかわってなのですが、別に私は否定も何もしない、逆にもっと使っていただきたいというふうに思うのですが、いわゆる加盟店をふやす具体策をどのように考えられているのか。加盟店を多くふやしていかないとポイントカードの機械もカード自体も有効性が失われていくのではないかなというふうに思いますので、具体策がもしあれば再度お伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 芳賀課長。

○総務課長（阿部信幸君） 済みません。別海町のきょうの新聞紙上の10年という部分と、それと国保の賦課の部分と2つの案件について新聞紙上書かれていたと思っておりますので、10年の部分は個別案件なので、うちのほうは該当しません。あくまでも5年の部分について追徴と還付という部分の調査をかけております。うちのほうは時効の部分に該当する方はいらっしゃいませんでしたので、あくまで5年の範囲内、現実的に言うと三、四年、この間の中で追徴の方と還付の方と両方あったのですけれども、合計して追徴をお願いした方が4件、還付した方が3件と。金額については資料がないので、後ほどということでもよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 個別具体というところにおきましては、カード会のほうでいろいろとその辺の戦略は考えていただいております、基本的には、泥臭いことですが、加入していないところにお声がけをして、新しいシステムが入るということをご説明申し上げて、賛同して入っていただくということになっていこうかと思っております。商工会員数でございますけれども、29年4月現在で現在181件ということで、商工会のほうに確認したところ過去最高というふうに伺っております。そういう形で商店主の数はふえてきているという状況でございますので、そういうところを取りこぼさないようにやっていくということが重要だと思っております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 青羽議員。

○3番（青羽雄士君） 12ページの自治創生費で、移住フェア34万7,000円とございます。私、聞き逃したのか、確認の部分になるのですけれども、当初予算でたしか70万円ぐらい見ていたと思えます。それで、ただ単に今度これは国からの10分の10の補助があるから組みかえだよということなのか、それとも移住フェアを2回やるのだと、そのための補正なのだという事なのか確認させていただきます。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 昨年から実施をしていたということで、ことしについても当初予算でまず組み込みをさせていただいたということなのですが、北海道におきましてもこの移住フェアについて改めてまたきっちり取り組むということでご相談をいただいて、事実上は2回実施するという形で、それについても北海道の補助になるということなものですから、1回目と合わせて半額補助をいただく中で協力しながらやるということで、今回2回目の補正をさせていただいたということになります。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 23ページの3目給食センター費の一番下の7節賃金で59万2,000円。私、聞き間違いかどうか、たしか管理栄養士の賃金で、10月末と聞いたのですけれども、この管理栄養士さんは前に休んだ方と同一人物の方なのか。それと、聞くところによると、仕事させたら大した元気になったので、また復職したら病気になられたと聞いたのですけれども、その辺の詳細について。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 前の方と一緒にあります。道教委の配置で正規栄養教諭として配置されている方で、一度休まれていて、昨年1年間は復帰をいたしました、休職直後だったので、道教委のほうでは2人配置をさせていただいて、2人体制で昨年は1年間、主に食育指導をやっていたのですが、臨時の方の部分が外れて、ことしは4月当初よりまた1人体制に戻るというあたりで、3月末ぐらいから体調を崩したということで現在休職中だということで、センターのいろいろ事務体制が不足になるものですから、事務職員を配置していただきたいということで補正を上げさせていただきました。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） そうしますと、病気の場合というのは、職場環境ですとか臨時だとか、そういうのは道だとか本人とも協議なされたのかどうか。環境的によくないと言ったら失礼なのですが、どうもなじまなくてそういうふうになっているものなのか。ある意味では、環境を変えてあげるのも、道からの職員ですからニセコだけの単独ではいけないかと思うのですが、そういうところは道含めて本人と協議をなさって環境を変えてあげるということも一つの、特に自然だけが環境モデルではないと思いますので、ニセコ町は。その辺も含めて環境のほうをよろしくお願いします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） その辺も含めて、本人及び、任命権者が道教委でありますので、道教委のほうとも話した上で、本人もことはまだ継続したいということでありましたので、残念ながらまだ実際の復帰にはなっていないわけですが、十分本人、それから任命権者である道教委とも話しているところであります。

以上です。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 今のところも私聞こうと思っていたのですが、まず1点目が、今の管理栄養士の職員が休養に入っているよと。ということは、道の職員なので、道からすぐこっちへ派遣されてくるのかと思ったらそうではなくて、そのまま置いておいて回復するのを待つというような。そして、これが栄養士ではなくて事務職員で対応するということは、料理表、ああいうのというのはどうされているのかというのがまず1点です。

それから、2点目が、19ページの観光費の特別旅費の関係なのですが、最初の説明で、長年日本交通公社が主催している研修だというふうなお話だったのですが、なぜ当初予算に入らないで補正で入ってきたのか。

もう一点が、13ページの地域コミュニティセンター費の中における浄化槽管理委託料です。この管理委託料は町の中においては全般にわたっているのですが、一番最初のページにあったここで聞こうと思ったのですが、衛生組合のくみ取り料が上がったというのは理解しています。ただ、よくわからないのが、前期、後期と分かれて発注をするということは、金額が今の4万3,000円ではなくて、後期になるとまた4万3,000円出てくるのか、その辺を含めてお聞きします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） まず、私のほうから最初の質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、人事上の配置につきまして、現在3月末より病気休暇中になります。病気休暇というのは本人に与えられている権利で、90日までは病休ということで休むことがあるわけですが、それを超えますと今度はいわゆる長期休職にも該当してくるので、その場合は道教委のほうから臨時の職員を当ててもらおうということになります。ですから、病気休暇を使っている間は、栄養教諭の代替措置は現在ないということになります。これが90日を超えますと、代替していただくということになります。ですから、現在は栄養教諭がいない中で給食運営をしているということになります。

実際の給食運営の状況につきましては、センター長のほうから説明させていただきます。

○議長（高橋 守君） 高田センター長。

○学校給食センター長（高田生二君） 現在の栄養教諭が休んでいる間の調理業務等の対応について私のほうから説明をさせていただきます。

当然給食ですので、まず献立から始まりまして、翌月の献立をつくって、それぞれの量を求めたり発注先を決めて、そして発注をしていくという流れ、まずこれが1つ。これについては、当然4月分については前の方が3月でつくられております。それに基づいて淡々とこなしてきたというところ。問題は、5月の献立を誰がつくるのだというところからスタートしております。これにつきましては、うちの調理員さんで、ある程度の年数の方を中心に、献立づくりから始まりまして、あと発注等について過去データ等で、私も含めて発注先等をそれぞれ、いろいろ業者とも決めながら、成分分析表もとりながらいろんな事務をして、最後の発注までをやっているところ。さすがにそっちのほうになってくると、調理員さんに発注業務までということにもならないので、これについては私のほうでやっているの、当然それらに付随する業務等が出てきます。その関係で、事務がふくそうしてくるとかいろんな問題があるので、臨時事務員さんを雇うというような状況です。

ただ、栄養教諭については、本来業務としてもう一つ、食育指導という本来の業務があるのですが、これについては当然今おりませんので、そちらのほうはできていない。さらに、ある程度の大まかなカロリーですとかそういうところはやっているのですが、細かく本来の栄養教諭がやっているところまでは、システム等が使える状況にないので、そこは通知ができないような部分も一部ありますけれども、献立表等についてはアレルギーをある程度勘案した中で作成して、うちの児童生徒等には何も問題のないように現在は進んでいるところです。

以上です。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 19ページ、観光費の特別旅費についてお答えをいたします。

こちらについては、5月ごろにJ T B Fのほうから研修、今回初めて開催するというご案内をいただきました。先ほど長年という部分は、長いことその部分のトップランナーとして業務をやっておられているJ T B Fということでございます。長年この研修がやられているという意味ではございません。今回初めて5月にご案内があつて、こちらのエントリーをさせていただいたというところでございます。今、本町、DMOの関係の検討等させていただいております。観光推進係長もこの3月に異動がありまして新任ということでございまして、早く知見を身につけていただきたいということで今回補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋 守君） 黒瀧参事。

○総務課参事（黒瀧敏雄君） 私のほうから総務管理費の地域コミュニティセンター費の浄化槽の管理委託業務の4万3,000円の部分なのですが、こちらのほうは一括して総務のほうでやっているものですから私のほうでお答えしますが、これは前期と後期の分含めております。なので、これ1回ということで。よろしいですか。値上がりしているのは理解しているということで先ほど言

っていたので。

以上です。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 最初に聞いたほうを忘れるので、最後のほうからいきます。今のコミュニティの関係で、年間4万3,000円の増加だよという話は理解しました。前期、後期と分けるというのが意味がわからないので、普通の一般家庭の場合においては、くみ取りした段階で一発浄化槽の部分は支払いが起きます。これが前期、後期と出ている理由がよくわからないので1点です。

それから、19ページのほうはわかりました。

それから、23ページの関係につきましては、今教育長のおっしゃった90日の療養期間はできないよというのは了解です。ということは4、5、6の3カ月で、今月いっぱい切れますよね。そうしたら、7月からはすぐ対応できるような体制になるのかどうなのか。そして、献立やなんかはみんな協力してやっているから大丈夫だというお話なのですが、栄養職員としての本来の業務がなされないということになった場合ここはどう処理されるのか。学校においてのそういう教育が当然出てくると思うので、その辺を教えてください。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） まず、4、5、6、3カ月ということで、今3カ月目に入っておりますので、病休の期間が終わりましたら、本人が復帰するということであれば、そのまま7月から復帰することになりますので問題ないというふうに思いますが、復帰できない場合ということで、そのためにも事前に、4、5と状況については連絡とりながら聞いているのでありますけれども、最近の状況はまだ聞いておりませんので、早目に聞いた上で、できるだけ穴があかないように、本人、あとは道教委のほうとも連絡をさらにしていきたいと思えます。

それから、本来業務であります給食のほうと食育指導という部分でいいますと、食育指導につきましては、栄養教諭による食育が今できない状況ではあります、各学校において食育計画というのがありますので、それについては学校の中での体制で、学級担任だったり、あるいは給食担当者であったりする業務もありますので、全く食育指導が学校でなされていないということではありません。栄養教諭がやる部分については今できない状態ではありますけれども、全くできていないということではないということをご理解いただければありがたいです。

以上です。

○議長（高橋 守君） 黒瀧参事。

○総務課参事（黒瀧敏雄君） 済みません。ご質問にお答えします。

一応年間契約ということになっていまして、今回足りないということで前期分と後期分を分けて発注しているという内容で副町長からも前回説明させていただいたのですが、そういうことでよろしいでしょうか。理解できませんか。

（何事か声あり）

要するに、足りている分をまず前期分で最初に契約して払ってしまって、足りない分を今回補正させていただいたということで2回に分けているということです。済みません。お願いします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 17ページ、環境対策費の委託料になります。業務委託、エネルギー構造高度化に向けた調査研究委託料があります。平成27年にやったグリーンプラン・パートナーシップ事業とどのように違うのかということをお聞きしたい。

それから、もう一点は、20ページの道路維持費の町道等維持管理業務委託料、ここで路肩の草刈りということで、それを町で実施するという話だったのですけれども、もう少し詳しく教えてください。

以上、2点お願いします。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） エネルギー構造高度化理解促進事業について、前回グリーンプラン・パートナーシップ事業でも実施したということですが、基本的なスタンスとしては、今町内では観光を中心とする民間企業さんからのCO₂排出が多いと。そこを何とかしていくということが大きな課題であり、目標、目的でもあるということで、まずは大手の事業者さんを中心としたホテルさんですとか、それからスキー場さんですとかということを中心とした調査業務、例えばどんなことをするとCO₂が下がるのかということについて、導入部としてグリーンプラン・パートナーシップ事業に乗かってその事業をさせていただいたということになります。

それから、前回その中でやれなかった部分ですとか、また新たな視点で、違う方法論も含めたCO₂の削減方法ができるということも含めて、今回はエネルギー構造高度化事業について経済産業省さんの支援を受けてまた改めて実施するということになっておりまして、事業でいけばグリーンプラン・パートナーシップ事業は環境省事業、それから今回の事業については経済産業省事業ということで、まず事業の発出元が違うということと、やろうとしている中身については、同じようなところも確かにありますけれども、前回の大手企業だけに絞ったものと、今回は観光分野での大手以外のところも含めた調査をまた改めてここでさせていただくということになります。わかりづらくて済みません。

○議長（高橋 守君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） 私から20ページ目の町道の維持管理のお答えをしたいと思います。

この件につきましても、町道の草刈りの事業費の内容でございます。昨年の6月に、これまで多面的機能支払交付金というのですか、農業者の方が町道、農道の草刈りをしてこられたのですが、ある団体さんがいろいろとあって、警察のほうといろいろと協議をしたそうです。その結果警察のほうからは、道路交通法を遵守していただきたいということです。端的に言えば、何を言っているかということ、トラクターとかで草刈りをしているのが見受けられると。トラクターのモアでやるということは、2車線の道路があったとしたら、逆走しないと草を刈ることができないのです。これについては非常に問題があるというようなことが協議されて、各市町村に北海道日本型直接支払推進協議会というところから、安全には気をつけてくださいと。道路交通法を遵守してくださいと。いろいろな内容の文書がニセコ町にも届きまして、それを踏まえてことし、協議会ではいろいろと問題があるなという認識をしている地区とか、まあまあ、これまでどおりできるのではないかと

などという地区もあって、ずっと来たのですけれども、この春にいろいろと最終的な各地区の意向を確認したところ、舗装道路等の逆走については厳しいねというお話がある地区もあり、基本的に舗装道路についてはまちのほうで草刈りをしていただけるといいかなというようなところがありまして、今回33キロ分、予算を計上させていただいております。これまで地区のほうでは42.6キロ、各農家さんのほうでご協力していただいたのですけれども、33キロ引くと9.6キロしかなくなってしまふのですけれども、うちとしてはマックスで今回予算化させていただいているという考えで、地域の農業者の方が積極的にこれまでどおりやっていたらるのであれば、それについてはお願いしたい。これまでどおりご協力願いたいという姿勢で道路管理者として考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 三谷さん。

○6番（三谷典久君） 町道の道路に関しては了解しました。

先ほどの山本課長の答弁は難しくてわからないのですけれども、私はこの2つの事業というのは全く違うと思っているのです。グリーンプラン・パートナーシップ事業というのは、基本的にCO₂削減であると。そのために省エネあるいは再生エネルギーを導入すると。こういう2つがある。今度のこれは非常に難しいです。エネルギー構造高度化転換理解。これは何かと考えたら、これは再生エネルギーのことですよね。つまり、再生エネルギーを導入するに当たっての事業なのです、これは。そうしますと、これと一緒にだということを言っていたのでは町はいけないのではないかと思うのです。

というのは、ニセコ町というのは本来は、この間いただいたペーパーを見ますと、ニセコ町の環境対策においてCO₂削減の取り組みは、化石燃料から再生可能エネルギーへの構造転換を図るのだと言っているわけです。そうしたら、この事業に関してもっと積極的に、これは再生エネルギーに転換するのだということで、それをもって事業を展開すべきだと思うのです。その場合にはもちろん、GPPでやった、その中で再生可能エネルギーに関してやった部分を検証して、どれだけ進められたか、どれだけできなかったか、今回これが再生可能の事業になるのならどのような目標を立ててやるのか、そういうようなことをやっていくべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 説明の下手なところをきちっと補足いただきまして、大変ありがとうございます。ある意味そのとおりだということでございまして、前回のグリーンプランについてはCO₂削減、今の部分については再生可能エネルギーだということではまさにそのとおりで、そういうようなきちっとご説明をするべきでしたということでございます。

ちなみになのですが、特に今回のエネルギー構造高度化については、前回のグリーンプランで実施した各企業さんのCO₂削減ですとか、それから再生可能エネルギーの転換以外にもさまざまな、今のことも含めたほかにあと3つ別に取り組むことがございまして、それをちなみにご説明しますと、役場庁舎も含めて、防災センター等も含めて公共施設等のどのような再生可能エネルギーの導

入ができるかということの調査もこの中で含めて実施をしたいということが1つ。それから、エネルギーの地産地消に向けた調査研究、いわゆる新電力の勉強会、それから新電力の調査による先進事例調査もこの中で実施したいということ。それから、草の根的な取り組みということで、過日エコナイトカフェということで、落語家さんによるエコ算段という落語といますか、講話をいただいて、そういう草の根でもエネルギー転換なりCO₂の削減ということについて意識啓発させていただこうということをやりましたが、このつながりでまたエコナイトカフェというものを実施するなどの草の根の取り組みもこの事業の中ではあわせて実施し、総合的に29年度のエネルギー転換でありますとかCO₂削減についての取り組みをここで行うということを考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 手短に言います。結局、省エネと再生エネルギーを導入するという、大きく2つに分かれると思うのです。省エネの場合というのは、例えば事業者にしてみれば金額が下がればいいわけです。それは結局その事業者にとってのプラスで終わってしまう場合があるだろうと。だから、基本的には再生可能エネルギーをニセコ町としては進めるべきであって、それをニセコ町の目的としてうたっているのだから、その辺をいかに推進するかということを考えながらいろんな事業を使うべきではないかということ指摘したかったということです。

以上です。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

4番、斉藤うめ子君。

○4番（斉藤うめ子君） 臨時給付金（経済対策分）の補正予算に賛成する立場から討論を行いたいと思います。

この臨時福祉給付金は、平成26年4月に実施した消費税率引き上げに伴う、所得の少ない方への影響を緩和するために設けられた制度で、厚生労働省がこれまでに平成26年1回、27年1回、28年3回と計5回にわたり実施したものです。今回の支給対象者は平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の支給対象者であり、受給資格がありながらも町から発信した申請のための情報を一切受けることができなかつた町民の方を含め、何らかの理由により申請されなかつた40名強の未申請者を対象に救済措置として申請を復活するための補正予算が計上されたことは、倫理的、道義的観点から町として正しい判断をされたものと評価したいと思います。厚生労働省の考え方、方針とニセコ町が掲げる個人情報保護条例にかかわる見解の相違から情報の発信や申請書の発送の方法に相違が生じた

ことにより、こうした問題が発生したと考えます。この事件をきっかけに、今回の反省を踏まえ、今後こうした問題への町としての取り扱いと対応について、町民の立場に立って公正かつ思いやりのある健全なまちづくりを進めるためにも、情報難民、弱者対策にしっかりと取り組み、検討していただきたいと思えます。

以上をもって臨時福祉給付金（経済対策分）の補正予算に賛成する討論といたします。よろしくご審議ください。お願いします。

○議長（高橋 守君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第22号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第23号

○議長（高橋 守君） 日程第14、議案第23号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第23号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第24号

○議長(高橋 守君) 日程第15、議案第24号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第15、議案第24号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

別冊の一般会計補正予算、追加と書いた部分をご用意いたします。追加議案の2ページになります。議案第24号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ123万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億546万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月21日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が3ページ、歳出を4ページに載せてございます。

5ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書総括の歳入を5ページ、6ページに歳出が記載されておりますが、6ページの下欄、合計欄をごらんください。今回の補正額123万7,000円の財源につきましては、全て一般財源でございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。8ページをお開きください。歳出、8ページになります。10款教育費、7項保健体育費、4目総合体育館費では、総合体育館屋外消火栓配管修繕工事123万7,000円。こちらにつきましては、総合体育館アリーナに設置の消火栓について点検、確認作業をしたところ、屋外配管が老朽化により穴や泡が発生し、漏水が確認されました。現在、消防と確認の上、応急対応をとっておりますが、館内の消火栓の配水は1つのポンプより圧送するため、漏水があると他の消火栓への配水、水圧にも影響することから、施設の防火安全管理のため早急に老朽化した屋外配管を交換するため、予算を補正計上するものでございます。

続いて、歳入について7ページでございます。7ページ、19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金において、歳入歳出予算の収支均衡を図るため、123万7,000円の計上でございます。

説明は以上でございますが、本補正予算にかかわります各会計総括表及び一般会計歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、別冊での補正予算資料のナンバー3という部分に記載

してございますので、ごらんいただきたいというふうに思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議員派遣の件について

○議長（高橋 守君） 日程第16、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（高橋 守君） 日程第17、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時05分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（高橋 守君） 先ほど竹内正貴議員から、意見案第2号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書及び意見案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件が、それから青羽雄士議員から、意見案第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の件がそれぞれ提出されました。

この際、これら3件を日程に追加し、追加日程として議題としたいと思います。

まず、意見案第2号について日程に追加し、追加日程第18として議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

次に、意見案第4号について日程に追加し、追加日程第19として議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第4号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

次に、意見案第3号について日程に追加し、追加日程第20として議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第18 意見案第2号から日程第20 意見案第3号

○議長（高橋 守君） 日程第18、意見案第2号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の件から日程第20、意見案第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の件まで3件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

竹内正貴君。

○5番（竹内正貴君） 意見案第2号は、議員各位のご理解をいただき採択されました請願第1号の意見書です。私竹内が提出者となり、各産業建設常任委員が賛成者となって、内閣総理大臣を初め各関係大臣に対して、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。

意見案第2号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書。

軽油引取税は、平成21年度税制改正で、道路特定財源としての目的税から普通税へ変更され、平成27年3月末で課税免除措置が廃止される予定であったが、索道事業者等からの強い要望により、3年間の延長措置が認められてきた。索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使う圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油が免税対象となっているが、町内スキー場でも安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっている。国は、索道事業者、農林水産事業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう求める必要があるので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出する。

次に、意見案第4号は、北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会の要請に基づき、趣旨に賛同する私竹内が提出者となり、各産業建設常任委員が賛成者となって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣外関係大臣に対して、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、こちらも意見書の趣旨をもって提案理由にかえさせていただきます。

意見案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

森林は、国土保全、地球温暖化防止、林産業の供給等多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用、所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として森林環境税（仮称）の創設に向けた検討を進めている。今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実、強化を図ることを求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、提案理由の説明、青羽雄士君。

○3番（青羽雄士君） この件は、議員各位の理解をいただき採択されました陳情第1号の意見書です。私青羽が提出者となり、各総務常任委員が賛成者となって、内閣総理大臣を初め各関係大臣に対して、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。

意見案第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書。

医療や介護の現場は、慢性的な人手不足のため、働き続けることが困難な状況となっている。厚生労働省は、夜勤交代制労働の負担軽減など勤務環境整備を求める通知を発出するほか、医療法に勤務環境改善の努力義務が規定されるなど対策を行っているが、依然として16時間を超える長時間夜勤や休息もできない短い勤務間隔、介護施設などでの1人夜勤など、労働者の健康だけでなく、患者、利用者の安全と尊厳が脅かされる実態が改善されていない。医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること及び安心・安全の医療、介護を実現するため、これら職員を増員することなどを求めて、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第2号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第2号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより意見案第4号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより意見案第3号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(高橋 守君) 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて平成29年第3回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 青 羽 雄 士 (自 署)

署 名 議 員 齊 藤 う め 子 (自 署)